請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式は別様式となるが、介護給付分と見方は同様となります。

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

事業所（保険者）名	□□介護事業所

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考

①「被保険者氏名」
返戻（または保留）となった請求明細書等の被保険者番号に対する被保険者氏名が表示されます。

②「種別」
返戻（または保留）となったものの種別が表示されます。
「請」・・・ 請求明細書（サービス計画費を除く）
「サ」・・・ サービス計画費（ケアプラン料）
「給」・・・ 給付管理票
「ケ」・・・介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

③「サービス提供年月」
返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。

④「サービス種類」
返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類が表示されます。

⑤「サービス項目等」
返戻となった請求明細書のサービス項目コード等が表示されます。

⑥「単位数（特定入所者介護費等）」
返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費が表示されます。

⑦「事由」
返戻（または保留）となった請求明細書等の事由に対する大まかな分類コードが表示されます。

⑧「内容」
返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）が表示されます。

⑨「備考」
返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）を「介護保険審査チェックエラーコード一覧」のエラーコードで表示します。

※　種別　：サ･･･サービス計画費請求明細書、　請･･･請求明細書、　給･･･給付管理票　　ケ･･･介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

※　備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

各事業所から請求等のあった「介護給付費請求明細書」及び「給付管理票」について、チェックを行いエラーとなったものを返戻（保留）としています。

この一覧表は、この返戻（保留）となった「介護給付費明細書」及び「給付管理票」を各事業所へ通知するために作成しています。

主なチェックは、次のとおりです。

(1)必要箇所への入力（記入）漏れ、入力（記入）誤りがあるもの。

(2)請求明細書等の請求額等に計算誤りがあるもの。

(3)該当被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）、該当事業所の届出情報（事業所台帳）等と突合して、一致しなかったもの。

(4)請求明細書や給付管理票を重複して請求したもの、また、登録されていない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。

(5)その他、審査チェックでエラーとなったもの。

各項目の説明　（前ページの①～⑨に対応しています。）

①「被保険者氏名」

請求明細書等に入力（記入）された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している“受給者台帳”とを突合し、“受給者台帳”に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも入力（記入）誤りがあると、請求していると思っていた被保険者と違う「被保険者氏名」が表示される場合があります。また、“受給者台帳”に登録が無い場合は表示されません。再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出して下さい。

②「種　別」

返戻（保留）となったものの請求種別が表示されます。

「サ」･･･ サービス計画費（ケアプラン料）

「請」･･･ 請求明細書（サービス計画費を除く）

「給」･･･ 給付管理票

「ケ」･･･ 介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

返戻（保留）になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出（再提出の必要があるもの）して下さい。

③**「サービス提供年月」**

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月を表示しています。

請求年月ではありませんので、前月以前に提出した請求明細書が返戻されてこの帳票に表示される場合があります。

④**「サービス種類」**

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類をコードで表示します。

請求明細書・給付管理票１件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。

その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみの表示となります。ただし、一部のサービスコード分の返戻（または保留）しか表示されていなくても、請求明細書・給付管理票は１件全部の返戻（または保留）となります。

サービス種類欄が空欄は給付管理票の「合計情報」（サービス計画の合計）です。

⑤**「サービス項目等」**

返戻となった請求明細書等のサービス項目等を表示します。

返戻となった請求明細書のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーにはサービス項目コード、特定診療費・特別療養費情報のエラーには識別番号が表示されます。

⑥**「単位数（特定入所者介護費等）」**

返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費等を表示します。

請求明細書・給付管理票１件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみの表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

⑦**「事　由」**

請求明細書等が返戻（または保留）となった事由をアルファベット１文字で表示します。

事由記号の内容

「A」･･･請求明細書等の基本的な項目に対する入力（記入）誤り、入力（記入）漏れ等で、審査処理で一次チェックエラーとなったもの。

「B」･･･本会の審査システムに保険者が登録する“受給者台帳”や県が登録する“事業所台帳”と請求明細書等を突合し、不一致としてエラーとなったもの。また、当月以前に請求又は登録のあった請求明細書や給付管理票に対して、再請求または登録しようとしてエラーとなったもの。登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

「C」･･･請求明細書に対する給付管理票との突合不一致のもの。
この場合、一覧表の備考欄は「保留」のものと「返戻」となるものがあります。

「D」･･･サービス計画費に対する給付管理票が未提出のもの。
この場合、一覧表の備考欄は「返戻」となります。

「E」･･･介護給付費等審査委員会で返戻となったもの。

⑧「内　容」

請求明細書等が返戻（または保留）となった原因の項目とコメントを表示します。
この欄を参照して請求明細書等の修正等をして下さい。

⑨「備　考」

請求明細書等が返戻となった原因を４文字のコード（アルファベットと数字の組合せ）で表示します。
４文字のコード又は「返戻」が表示されている場合は返戻です。エラーの原因と対応については、４文字のコード「エラーコード」毎に代表的なものをエラーコード解説（Ｐ３２以降）に掲載していますのでご参照下さい。
「保留」が表示されている場合の原因と対応については、エラーコード「保留」（Ｐ８２）を参照して下さい。

エラーコード一覧について

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1×2×3×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
1	形式誤り（ＡＡ）	AAA0	一次：レコードフォーマットに誤りがあります。（項目数不正）	レコード形式（項目数）誤り	○
2		AAA1	一次：請求明細書のレコード種別の組み合わせに誤りがあります。	請求明細書のレコード種別の組合わせ誤り	○
3		AAA2	一次：必要なレコードでないものがあります。	不要なレコードあり	○
4		AAA3	一次：レコード件数が規定の件数を超えています。	レコード件数が規定件数を超過	○
5		AAA4	一次：コントロールレコードのデータ種別に対する交換情報識別番号に誤りがあります。	データ種別に対する交換識別番号の不整合	○
6		AAA5	一次：介護給付費請求明細書の基本情報レコードが存在しません。	請求明細書の基本情報レコード未登録	○
7		AAA6	一次：償還連絡票の償還明細情報レコードが存在しません。	償還連絡票の償還明細情報未登録	
8		AAA7	一次：償還明細情報レコードに対応する償還連絡票情報が存在しません。	償還明細情報レコードの連絡票情報未登録	
9		AAA8	一次：ＣＳＶの形式に誤りがあります。	ＣＳＶ形式誤り	○
10		AAA9	一次：一項目の長さが大きすぎます。	項目長が規定を超えてます	○
11		AAAA	一次：償還連絡票にフォーマットエラーがある為、無効な明細書とします。	償還連絡票の形式エラーにより明細書無効	
12		AAAB	一次：過誤・再審査回数が不正に設定されています。	過誤・再審査回数誤り	
13		AAAC	一次：コントロールレコードの送付元と送付内容の関係に誤りがあります。	送付元と送付内容の関係誤り	
14		AAAD	一次：該当保険者は当該業務を委託していません。	該当保険者は業務委託外	
15	項目属性誤り（ＡＢ）	ABB0	一次：必須項目であるのに値が存在しません。	必須項目が未設定	○
16		ABB1	一次：この項目は、設定不可項目です。	当項目は設定不可	○
17		ABB2	一次：数値ではない値が設定されています。	数値項目に数値以外を設定	○
18		ABB3	一次：日付の形式に誤りがあります。	日付の形式誤り	○
19		ABB4	一次：集計情報が複数レコード存在します。	集計情報が複数レコード	○
20		ABB6	一次：規定外のコードが設定されています。	規定外コードを設定	○
21		ABB7	一次：規定の最大桁数を超えています。	規定の最大桁数を超過	○
22		ABB8	一次：往診日数と往診医療機関名の関係に誤りがあります。	往診日数と往診医療機関名の関係に誤り	○
23		ABB9	一次：通院日数と通院医療機関名の関係に誤りがあります。	通院日数と通院医療機関名の関係に誤り	○
24		ABBA	一次：居宅サービス計画費の中で、値が統一されていません。	サービス計画費レコードが不統一	○
25		ABBC	一次：公費負担者番号が設定されているにも関わらず公費受給者番号又は公費給付率が設定されていません。	公費受給者番号又は公費給付率が未設定	○
26		ABBE	一次：基本情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	基本キー項目と関連情報不一致	○
27		ABBF	一次：交換情報識別番号（介護給付費明細書様式）とサービス種類の関係に誤りがあります。	様式番号とサービス種類の不整合	○
28		ABBG	一次：半角のエリアに全角の文字が設定されています。	半角エリアに全角文字を設定	○
29		ABBH	一次：全角のエリアに半角の文字が設定されています。	全角エリアに半角文字を設定	○
30		ABBJ	一次：中止年月日と中止理由コードまたは退所（院）年月日と退所（院）後の状態の関係に誤りがあります。	年月日と中止理由又は退所後の状態不整合	○
31		ABBK	一次：償還連絡票情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	償還連絡票情報キー項目と関連情報不一致	
32		ABBL	一次：集計情報に一致するサービス種類コードが存在しません。	集計情報に一致サービス種類無	○
33		ABBM	一次：明細情報に一致するサービス種類コードが存在しません。	明細情報に一致するサービス種類コード無	○
34		ABBN	資格：同一サービスに同じ公費給付率の公費請求が複数存在しています。	同一サービス同一公費給付率複数有	
35		ABBQ	一次：給付管理票の中で、給付管理票作成区分コードが統一されていません。	コード値が給付管理票内で不統一	○
36		ABBR	一次：被保険者番号のコードが不正です。	被保険者番号のコード誤り	○
37		ABBS	一次：生活保護者以外の公費への請求は、受け付けられません。	生活保護以外の公費請求は受付対象外	○
38		ABBU	一次：証記載保険者番号が統一されていません。	証記載保険者番号が不統一	○
39		ABBV	一次：被保険者番号が統一されていません。	被保険者番号が不統一	○
40		ABBW	一次：サービス提供年月が統一されていません。	サービス提供年月が不統一	○

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1×2×3×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
41	項目属性誤り（ＡＢ）	ABBX	一次：支援事業所番号が統一されていません。	支援事業所番号が不統一	○
42		ABBY	一次：公費負担者番号の妥当性エラーです。（先頭２桁が不正です。）	公費負担者番号先頭２桁が法別番号でない	○
43		ABBZ	資格：生保単独の公費併用に食事情報の設定は認められません。	生保単独の公費併用食事設定不可	○
44		ABP1	資格：介護給付費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。	当該給付実績情報は給付実績に未登録	
45		ABQX	資格：特定介護サービスの請求に対する様式が不一致です。	特定入所者様式不一致	
46		ABO1	一次：生保単独の総合事業の請求は受付けません。	同左	○
47		ABO2	一次：様式とサービス種類の関係に誤りがあります。	同左	○
48		ABO3	一次：回数には１以外設定できません。	同左	○
49		ABO4	資格：総合事業費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。	同左	
50		ABO5	一次：規定英数字でない値が設定されています。	規定英数字以外を設定	○
51		ABO6	資格：公費と出来高の関係に誤りがあります。	同左	
52		ABO7	資格：特定介護サービスの請求に対するサービス種類が不一致です。	同左	
53		ABO8	一次：サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。	同左	○
54		ABO9	一次：ＤＰＣコード（疾患コード）のフォーマットに誤りがあります。	同左	○
55		AB10	一次：利用者状態等コードに規定外のコードが設定されています。	同左	○
56	二重登録（ＡＣ）	ACC0	一次：既に該当する介護給付費請求書が存在しています。	既に該当介護給付費請求書有り	
57		ACC1	一次：既に該当する介護給付費請求書別紙が存在しています。	既に該当介護給付費請求書別紙有り	
58		ACO1	一次：既に該当する総合事業費請求書が存在しています。	同左	
59	台帳突合誤り（一次）（ＡＤ）	ADD0	一次：事業所基本台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	無効もしくは事業所基本台帳に未登録	
60		ADD1	一次：指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	無効もしくはサービス台帳に未登録	
61		ADD2	一次：保険者台帳及び広域連合行政区台帳に該当する保険者等の情報が存在しません。	当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	
62		ADD3	一次：事業所基本台帳の指定・基準該当サービス区分コードと一致しません。	指定・基準該当サービス区分コード誤り	
63		ADD4	一次：サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表に該当する情報が存在しません。	（事業所評価加算で使用につき該当無し）	
64		ADDA	一次：有効期間外の保険者です。	有効期間外の保険者	
65		ADDB	一次：有効期間外の広域市町村（行政区）です。	有効期間外の広域市町村（行政区）	
66		ADDC	一次：証記載保険者番号が単独保険者または広域行政区番号ではありません。	証記載保険者番号誤り	
67		ADDD	一次：有効期間外の保険者または広域市町村（行政区）です。	有効期間外の保険者又は広域市町村等	
68		ADDE	一次：自県内のサービス事業所からの請求ではありません。	他県サービス事業所からの請求	○
69		ADDF	一次：法別管理表に該当する法別番号情報が存在しません。	当該法別番号情報は法別管理表に未登録	
70		ADDG	一次：有効期間外の法別番号です。	有効期間外の法別番号	
71		ADDH	一次：公費１・２・３の優先順位関係に誤りがあります。	公費１・２・３の優先順位に誤り	
72		ADDJ	一次：他県保険者認定の基準該当事業所です。	他県保険者認定の基準該当事業所です	
73		ADDK	一次：決定時の事業所（基本またはサービス）台帳が廃止されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は廃止	
74		ADDL	一次：決定時の事業所（基本またはサービス）台帳が論理削除されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は論理削除	
75		ADDM	一次：決定時の事業所（基本またはサービス）台帳が物理削除されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は物理削除	
76		ADDN	一次：支払が停止されている事業所です	支払が停止されている事業所です	
77		ADDP	一次：該当保険者により支払が停止されています	該当保険者により支払が停止されています	
78		ADDQ	一次：事業所指定の効力が停止された事業所です。	指定の効力が停止された事業所です	
79		ADDR	一次：介護支援専門員台帳に該当する介護支援専門員情報が存在しません。	介護支援専門員情報が未登録	

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1×2×3×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
80	台帳突合誤り（一次）（ＡＤ）	ADDS	一次：決定時の事業所サービス台帳が指定有効期間外です。	当該事業所情報は事業所台帳上指定期間外	
81		ADDT	一次：決定時の事業所サービス台帳が効力停止中です。	当該事業所情報は事業所台帳上は効力停止	
82		AD01	一次：自県内の証記載保険者ではありません。	同左	○
83	サービス提供年月誤り（ＡＥ）	AEE0	一次：開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります。	終了年月日が開始年月日より前のため誤り	○
84		AEE1	一次：サービス提供年月（対象年月）が介護保険制度の施行前になっています。	サービス提供年月誤り（制度施行前）	○
85		AEE2	一次：日数が期間を超えています。	日数が期間を超過	○
86		AEE3	一次：サービス提供年月（対象年月）が審査年月以降になっています。	サービス提供年月誤り（審査月以降）	○
87		AEE6	一次：公費の回数（日数）が介護保険の回数（日数）を超えています。	公費の回数・日数が保険分を超	○
88		AEE7	一次：有効期間外の給付管理票種別区分コードです。	有効期間外の給付管理票種別区分コード	○
89		AEE8	一次：有効期間外の交換情報識別番号です。	有効期間外の交換情報識別番号	○
90		AEE9	一次：短期入所期間の連続利用日数が３０日を超えています。	短期入所連続利用日数が３０日を超過	○
91		AEEA	一次：年月日がサービス提供年月の期間外です。	年月日がサービス提供年月の期間外	○
92	サービス提供年月誤り（ＡＥ）	AEEB	一次：食事情報の記載に誤りがあります。	食事情報の記載誤り	○
93		AEEC	資格：公費対象単位数が介護保険のサービス単位数を超えています。	公費対象単位数オーバー	
94		AEF0	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	市町村認定の利用可能日数超過	
95		AEF1	資格：外泊加算又は試行的退所サービスの請求日数が外泊日数を超えています。	外泊・試行的退所が外泊日数超	
96		AEF2	一次：他県受給者の県単公費の請求は、受け付けられません。	他県受給者の県単公費請求は受付対象外	○
97		AEF3	一次：他県の県単公費の請求は、受け付けられません。	他県の県単公費請求は受付対象外	
98		AEF4	資格：認定有効期間と入退所年月日に重なりがありません。	入退所年月日が認定有効期間外	
99		AEF5	一次：自己作成の場合、他県受給者を指定できません。	自己作成の場合、他県受給者は指定不可	○
100		AEF6	資格：同一サービス種類において複数の特別地域加算等のサービスは請求できません。	特別地域加算等請求複数有り	
101		AEF7	資格：公費負担者番号が重複しています。	公費負担者番号が重複	○
102		AEF8	一次：短期入所（利用型）における入所実日数が３０日または入所日数を超えています。	入所実日数が有効日数超過	○
103		AEF9	一次：サービス計画費の台帳過誤は受け付けられません。	サービス計画費台帳過誤受付不可	
104		AEFA	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	集計値がサービス実日数超過	
105		AEFB	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	明細が受給可能日数超過	
106		AEFC	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	該当項目が償還払期間内の請求	
107		AEFD	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	明細が償還払期間内の請求	
108		AEFE	資格：当該サービスコードの算定に必要なサービスが請求されていません。	算定に必要なサービス未請求	
109		AEFJ	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	サービス可能な日数を超過	○
110		AEFK	資格：請求された日数が加算の対象となる本体サービスの日数を超えています。	同左	
111		AE01	一次：サービス提供年月が介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）の施行前になっています。	同左	○
112		AE02	一次：サービス提供年月が介護予防・日常生活支援総合事業の施行前になっています。	同左	○
113		AE03	資格：サービス提供年月が保険者の介護予防・日常生活支援総合事業開始年月より前になっています。	同左	
114		AE04	一次：サービス提供年月が住所地特例に関わる事務の見直し前になっています。	同左	○
115		AE05	資格：サービス提供年月が保険者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月より後になっています。	同左	
116		AE06	一次：介護予防ケアマネジメント費の台帳過誤は受け付けられません。	同左	
117		AE07	一次：サービス提供年月が保険者の介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）終了年月より後になっています。	同左	
118		AE08	資格：公費対象単位数が総合事業のサービス単位数を超えています。	同左	
119		AE09	一次：公費の回数（日数）が総合事業の回数（日数）を超えています。	同左	
120		AE0A	資格：保険者の介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月より後になっています。	同左	
121		AE0B	一次：サービス提供年月（対象年月）が過去データの制限年月より前になっています。	同左	○

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1 ×2 ×3 ×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
122	緊急時情報関連（AG）	AGG0	資格：明細情報に設定されている緊急時施設サービスに対応する緊急時施設療養（診療）費情報が存在しません。	明細情報に対する緊急施設情無	○
123		AGG1	資格：緊急時施設療養（診療）費情報に対応する明細情報の緊急時施設サービスが存在しません。	緊急時施設療養（診療）費情報に対する明細情報無	
124		AGG2	資格：緊急時施設管理サービスが、月１回を超えて請求されています。	緊急時施設管理サービス回数超	○
125		AGO1	資格：明細情報に設定されている緊急時治療管理に対応する所定疾患施設療養費等情報が存在しません。	同左	○
126		AGO2	資格：明細情報に設定されている所定疾患施設療養費に対応する所定疾患施設療養費等情報が存在しません。	同左	○
127		AGO3	資格：所定疾患施設療養費等情報に対応する明細情報の緊急時治療管理サービスが存在しません。	同左	
128		AGO4	資格：所定疾患施設療養費等情報に対応する明細情報の所定疾患施設療養費サービスが存在しません。	同左	
129		AGO5	資格：所定疾患施設療養費サービスが、月１回を超えて請求されています。	同左	○
130		AGO6	資格：摘要が記載されていません。	同左	○
131	特定情報関連（AH）	AHH1	資格：介護特定診療・特別療養・特別診療表に該当するサービス情報が存在しません。	特定診療・特別療養・特別診療表に未登録	
132		AHH2	資格：有効期間外の特定診療費・特別療養費・特別診療費です。	有効期間外の特定診療・特別療養・特別診療	
133		AHH3	資格：特定診療・特別療養・特別診療マスタの個別リハビリテーション基準提供回数を超えています。	個別リハビリ基準提供回数超過	
134		AHH4	資格：請求されたサービス種類では算定できない特定診療費・特別療養費・特別診療費です。	請求と特定診療・特別療養・特別診療の不整合	
135		AHH5	資格：同時に請求できないサービスです。	同時請求不可－サービス	
136		AHH6	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定診療費・特別療養費・特別診療費）	同時請求不可－サービス	
137		AHH7	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(LIFEへの登録)	同左	
138		AHO1	資格：基本摘要情報が記載されていません。	同左	
139		AHO2	資格：摘要種類コードにＤＰＣコード（疾患コード）が記載されていません。	同左	
140	二重登録（資格）（AN）	ANN0	資格：同月に該当する給付管理票を提出済みです。	同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	
141		ANN1	資格：既に該当する給付管理票が存在しています。（区間異動）	既に該当給付管理票有り（区間異動）	
142		ANN2	資格：同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	同月に同じ請求明細書を提出済	
143		ANN3	資格：既に該当する介護給付費請求明細書が存在しています。（区間異動）	既に該当請求明細書有り（区間異動）	
144		ANN4	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	過去に同じ請求明細書を提出済	
145		ANN5	資格：既に該当する介護給付費給付実績が存在しています。（区間移動）	既に該当給付費給付実績有り（区間異動）	
146		ANN6	資格：同月に再審査を行っています。	同月に再審査を実施済	
147		ANN7	資格：既に過誤調整を行っています。	同月に市町村等による過誤調整を実施済	
148		ANN8	資格：既に該当する償還払連絡票が存在しています。	既に該当償還払連絡票有り	
149		ANN9	資格：対象となる給付管理票は存在しません。	給付管理票の作成区分新規での提出が必要	
150		ANNA	資格：既に給付管理票修正を行っています。	既に給付管理票修正を実施済	
151		ANNB	資格：公費受給者番号が重複して使われています。	公費受給者番号の重複	
152		ANNC	資格：既に償還明細書が提出されています。	既に償還払明細書を提出済	
153		ANND	資格：既に介護給付費請求明細書が提出されています。	既に介護給付費請求明細書を提出済	
154		ANNE	資格：過去に再審査を行っています。	過去に再審査を実施済	
155		ANNF	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、給付管理票修正ができません。	報酬全査定（特定入所者介護決定済）	
156		ANNG	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、再審査ができません。	報酬全査定（特定入所者介護決定済）	
157		ANNH	資格：既に該当するサービス提供終了確認情報が存在しています。	（事業所評価加算で使用につき該当無し）	
158		ANNJ	資格：過去に該当する給付管理票を提出済みです。	過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	
159		ANNK	資格：給付管理票内の明細情報が重複しています。	給付管理票内でサービス情報が重複	○
160		ANNL	資格：介護給付費請求明細書内の情報が重複しています。	請求明細書内の情報が重複	○

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1×2×3×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
161	二重登録（資格）（ＡＮ）	ANNM	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。（ゼロ査定のサービスあり）。	支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	
162		AN01	資格：介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書内の情報が重複しています。	同左	○
163		AN02	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。	同左	
164		AN03	資格：既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書が存在しています。（区間異動）	同左	
165		AN04	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。	同左	
166		AN05	資格：既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費給付実績が存在しています。（区間異動）	同左	
167		AN06	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。	同左	
168		AN07	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）	同左	
169		AN08	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。	同左	
170		AN09	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）	同左	
171		AN10	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。	同左	
172		AN11	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）	同左	
173		AN12	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書（介護予防支援費）を提出済みです。	同左	
174		AN13	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書（介護予防支援費）を提出済みです。（区間異動）	同左	
175	償還系誤り（ＡＲ）	ARR0	資格：保険給付支払の一時差止です。	保険給付支払の一次差し止め	
176		ARR1	資格：共同処理用受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	受給者情報が共同処理用同台帳に未登録	
177		ARR2	一次：共同処理用保険者台帳に該当する保険者情報が存在しません。	保険者情報が共同処理用同台帳に未登録	
178		ARR3	資格：短期入所限度額管理対象期間終了前の申請です。	短期入所限度額管理対象期間終了前の申請	
179		ARR4	一次：福祉用具販売年月とサービス提供年月が一致していません。	福祉用具販売年月とサービス提供月不一致	
180		ARR5	一次：住宅改修着工年月とサービス提供年月が一致していません。	住宅改修着工年月とサービス提供月不一致	
181		ARR6	資格：審査済みの申請に、要介護区分に非該当・旧措置無しが設定されています。	審査済申請に非該当・旧措置無しの設定有	
182		ARR7	一次：審査方法区分コードが有効な値ではありません。	有効な審査方法区分コードでない	
183		ARR8	一次：要介護状態区分コードが有効な値ではありません。	要介護状態区分コード誤り	
184		ARR9	一次：口座名義人に使用できない文字があります。	講座名義人に不正な文字あり	
185		ARRA	資格：審査済みの申請に、要介護区分に事業対象者が設定されています。	同左	
186	計算誤り（ＡＳ）	ASS0	資格：保険及び公費請求額と利用者負担額（標準負担額）の合計が、審査により再計算した総額又は訂正後求めた総額を超えています。	利用者負担額等の総額が再計算値を超過	
187		ASS1	資格：標準負担額（月額）の計算結果が不正になります。	標準負担額（月額）の計算結果誤り	
188		ASS2	資格：公費分出来高医療費単位数合計が、保険分出来高医療費単位数合計と一致していません。	公費と保険の出来高医療費単位数合計不一致	○
189		ASS3	資格：サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。	単位数と請求額、本人負担額の関係誤り	○
190		ASS4	資格：生保単独の公費併用の請求額が不正です。	生保単独の公費併用請求額誤り	○
191		ASS5	資格：請求金額等が計算値を超えています。	請求金額等計算値超過	
192		ASS6	資格：受給者台帳の負担限度額と記載された負担限度額が一致しません。	市町村認定の負担限度額と相違	
193		ASS7	資格：集計情報の出来高単位数が（緊急＋特定）の単位数と一致しません。	集計と緊急＋特定の出来高単位数不一致	○

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1 ×2 ×3 ×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
194	（計算誤り（ＡＳ）	ASSA	資格：既定値又は計算値を超えているため自動訂正しました。	記載された値が計算値を超過	
195		ASSB	資格：査定後の請求額が計算できません。	査定後の請求額計算不可	
196		ASSC	資格：生保単独受給者の食事提供費請求額が食事提供費合計を超えています。	生保単独の食事提供費請求額が超過	
197		ASSD	資格：生保単独受給者の公費食事提供費合計が計算値を超えています。	生保単独の公費食事提供費が計算値超	
198		ASSE	資格：生保単独受給者の公費負担額（明細）が費用額を超えています。	生保単独の公費負担額が超過	
199		ASSF	資格：生保単独受給者の公費負担額（明細）が計算値を超えています。	生保単独の公費負担額計算値超	
200		AS01	資格：利用者負担額が明細情報の合計を超えています。	同左	
201		AS02	資格：利用者負担額が計算値を超えています。	同左	
202		AS03	資格：請求額が計算値を超えています。（定額）	同左	
203		AS04	資格：請求額が計算値を超えています。（定額）	同左	
204		AS05	資格：請求額が計算値を超えています。（給付率）	同左	
205		AS06	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（給付率）	同左	
206		AS07	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（給付率：支給限度基準額超過）	同左	
207		AS08	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（定額）	同左	
208		AS09	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（定額：支給限度基準額超過）	同左	
209		ASOA	資格：請求金額等が計算値と異なります。	同左	
210		ASOB	資格：減算単位数が一致しません。	同左	
211		ASOC	資格：本体サービスの日数と減算サービスの日数が一致しません。（身体拘束廃止取組）	同左	
212		ASOD	資格：サービス単位数が計算値と一致していません。	同左	
213	（一次）数値不正（ＡＴ）	ATT0	一次：保険給付率が０（ゼロ）は、不正です。	保険給付率０は誤り	○
214		ATT1	一次：保険単位数合計＞０のとき、保険請求額が０（ゼロ）は、不正です。	保険請求額０は誤り	○
215		ATT2	一次：保険出来高医療費単位数合計＞０のとき、保険出来高医療費請求額が０（ゼロ）は、不正です。	保険出来高医療費請求額０は誤り	○
216		ATT3	一次：食事提供費合計＞０のとき、食事提供費請求額が０（ゼロ）は、不正です。	食事提供費請求額０は誤り	○
217		ATT4	一次：サービス計画費の請求金額が０（ゼロ）は、不正です。	サービス計画費請求額０は誤り	○
218		ATT5	一次：生保単独受給者のとき、保険請求額＞０は、不正です。	保険請求額＞０は誤り（生保単独）	○
219		ATT6	一次：生保単独受給者のとき、保険出来高請求額＞０は、不正です。	保険出来高請求額＞０は誤り（生保単独）	○
220		ATT7	一次：生保単独受給者のとき、食事提供費請求額＞０は、不正です。	食事提供費請求額＞０は誤り（生保単独）	○
221		ATT8	一次：生保単独受給者のとき、公費１給付率＝０は、不正です。	公費１給付率０は誤り（生保単独）	○
222		ATT9	一次：生保単独受給者のとき、保険出来高単位数＞０かつ公費出来高請求額＝０は、不正です。	公費１出来高請求額０は誤り（生保単独）	○
223		ATTA	一次：生保単独受給者のとき、給付単位数＞０かつ公費１請求額＝０は、不正です。	公費１請求額０は誤り（生保単独）	○
224		ATTB	一次：生保単独受給者のとき、食事提供費合計＞０かつ公費１食事提供費請求額＝０は、不正です。	公費１食事費請求額０は誤り（生保単独）	○
225		ATTC	一次：公費給付率＞９０以外は、不正です。	公費給付率＞９０以外は誤り	
226		ATTD	一次：給付単位数＞０のとき、計画単位数または限度額管理対象単位数＝０は、不正です。	計画／限度額管理対象単位数０は誤り	
227		ATTE	一次：給付単位数が０（ゼロ）は、不正です。	給付単位数０は誤り	○
228		ATTF	一次：食事提供費合計が０（ゼロ）は、不正です。	食事提供費合計０は誤り	○
229		ATTG	一次：サービス計画費の単位数が０（ゼロ）は、不正です。	サービス計画費単位数０は誤り	○
230		ATTH	一次：基本食日数×基本食単価＞０のとき、基本食金額が０（ゼロ）は、不正です。	基本食金額０は誤り（日数×単価＞０）	○
231		ATTJ	一次：特別食日数×特別食単価＞０のとき、特別食金額が０（ゼロ）は、不正です。	特別食金額０は誤り（日数×単価＞０）	○
232		ATTK	一次：基本食日数＋特別食日数＞０のとき、食事提供延べ日数が０（ゼロ）は、不正です。	食事提供延べ日数０は誤り（基＋特＞０）	○
233		ATTL	一次：給付計画単位数・日数にゼロが指定されています。	給付計画単位数・日数ゼロは誤り	○

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1 ×2 ×3 ×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
234	（一次）数値不正（ＡＴ）	ATTM	一次：日数又は実日数が０（ゼロ）は、不正です。	サービス実日数ゼロは設定不可	○
235		ATTP	一次：保険分請求額合計が０（ゼロ）は、不正です。	保険分請求額合計０は誤り	○
236		ATTQ	一次：生保単独受給者のとき、公費請求額合計が０（ゼロ）は、不正です。	生保公費請求額０は誤り（生保単独）	○
237		ATTR	一次：受領すべき利用者負担額の総額が０（ゼロ）は、不正です。	受領すべき利用者負担額０は誤り	○
238		AT01	一次：ケアマネジメント費の単位数が０（ゼロ）は誤りです。	同左	○
239		AT02	一次：ケアマネジメント費のサービス単位数合計が０（ゼロ）は誤りです。	同左	○
240		AT03	一次：ケアマネジメント費の請求金額が０（ゼロ）は誤りです。	同左	○
241		AT04	一次：給付単位数＞０のとき、事業費請求額が０（ゼロ）は誤りです。	同左	○
242		AT05	一次：生保単独受給者のとき、事業費請求額＞０は、誤りです。	同左	○
243		AT06	一次：介護予防ケアマネジメント費の公費給付率が１００％以外は、誤りです。	同左	○
244		AT07	一次：公費の回数（日数）と総合事業の回数（日数）が一致していません。	同左	○
245		AT08	一次：公費のサービス単位数と総合事業のサービス単位数が一致していません。	同左	○
246		AT09	一次：公費のサービス単位数合計と総合事業のサービス単位数合計が一致していません。	同左	○
247		AT0A	一次：ケアマネジメント費の利用者負担額＞０は誤りです。	同左	○
248		AT0B	一次：生保単独受給者のとき、ケアマネジメント費の公費１負担額＞０は誤りです。	同左	○
249		AT0C	一次：公費負担者番号に該当する公費請求がありません。	同左	○
250		AT0D	一次：サービス単位数合計が単位数上限を超えています。	同左	○
251	（資格）数値不正（ＡＵ）	AUQ3	資格：再審査の申立単位数が当初請求時のサービス単位数を超えています。	再審査申立単位数が当初請求時単位数超過	
252		AUU0	資格：保険単位数合計＞０のとき、保険請求額が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	保険請求額が０に訂正されエラー	
253		AUU1	資格：保険出来高医療費単位数合計＞０のとき、保険出来高医療費請求額が０（ゼロ）に訂正され、不正になりました。	保険出来高請求額が０に訂正されエラー	
254		AUU2	資格：サービス計画費の請求金額が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	サービス計画請求額が０に訂正されエラー	
255		AUU3	資格：公費給付率＞９０以外に訂正され、不正となりました。	公費給付率＞９０に訂正されエラー	
256		AUU4	資格：給付単位数＞０のとき、計画単位数または限度額管理対象単位数が０に訂正され、不正となりました。	計画／限度対象単位数が０訂正されエラー	
257		AUU5	資格：給付単位数が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	給付単位数が０に訂正されエラー	
258		AUU6	資格：食事提供費合計が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	食事提供費合計が０訂正されエラー	
259		AUU7	資格：サービス計画費の単位数が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	サービス計画費単位数が０訂正されエラー	
260		AUU8	資格：食事標準負担額（日額）が不正です。	食事標準負担額（日額）誤り	
261		AUU9	資格：福祉用具貸与に係る特別地域加算が福祉用具貸与費の１００分の１００を超えています。	福祉用具貸与に係る特別地域加算オーバー	
262		AUUA	資格：集計情報の記載内容と一致しません。	集計情報の記載内容と不一致	
263		AUUB	資格：旧措置入所者で、かつ、保険給付率≧９５%の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。	旧措置で保険給付率≧９５の場合設定不可	
264		AU01	資格：単位数単価が誤りです。	同左	
265		AU02	資格：生保受給者の公費本人負担額が１５０００円を超えています。	同左	
266	（Ｙ）医療	Y0	一次：入院区分コード、給付点検の項目何れもが未設定です。	入院区分コード給付点検の項目が未設定	
267		Y1	一次：規定の桁数を満たしていません。	桁数不正	
268		Y2	一次：日数が暦日を超えています。	日数が暦日を超過	
269		Y3	一次：診療年月が処理年月以降になっています。	診療年月誤り（処理年月以降）	
270	その他(ZZ)	ZZZZ	その他エラー	その他エラー	

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1×2×3×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
271	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	10PT	資格：小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無との関係に誤りがあります。	居宅サービス等利用有無の設定と不一致	
272		10Q4	資格：送付元と居宅サービス計画作成区分が異なっています。	送付元と居宅サービス計画作成区分が相違	
273		10QB	資格：居宅サービス計画作成区分と計画サービス種類の関係に誤りがあります。	サービス種類と作成区分が相違	
274		10QC	資格：指定・基準該当等サービス台帳の食事管理の状況の値が不正です。	サービス台帳の食事管理の状況の値誤り	
275		10QD	資格：指定・基準該当等サービス台帳の食事管理の状況の値が３：別表第二注２ロ該当の時、特別食単価・日数・金額に値が設定されています。	特別食単価・日数・金額項目設定不可	
276		10QE	資格：生活保護指定を受けていない事業所のため請求できません。	生保指定無事業所のため請求できません	
277		10QF	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	サービス内容と要介護度不一致	
278		10QG	資格：旧措置入所者特例対象外の受給者です。	旧措置入所者特例対象外受給者	
279		10QK	資格：特地加算は算定できない事業所です。	特地加算算定対象外の事業所です	
280		10V1	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特別地域加算）	算定不可－特別地域加算	
281		10V2	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（緊急時訪問看護加算）	算定不可－緊急時訪問看護加算	
282		10V3	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特別管理体制）	算定不可－特別管理体制	
283		10V4	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（機能訓練指導体制）	算定不可－機能訓練指導体制	
284		10V5	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（食事算定体制）	算定不可－食事算定体制	
285		10V6	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入浴介助加算）	算定不可－入浴介助加算	
286		10V7	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特別入浴介助体制）	算定不可－特別入浴介助体制	
287		10V8	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーション加算状況）	算定不可－リハビリ加算状況	
288		10V9	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（療養環境基準）	減算請求要－療養環境基準減算	
289		10VA	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（障害者生活支援体制）	算定不可－障害者生活支援体制	
290		10VB	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（常勤専従医師配置）	算定不可－常勤専従医師配置	
291		10VC	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間勤務条件基準）	算定不可－夜間勤務条件基準	
292		10VD	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（医師配置）	算定不可－医師配置	
293		10VE	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（精神科医師定期的療養指導）	算定不可－精神科医師定期指導	
294		10VF	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症専門棟）	算定不可－認知症専門棟	
295		10VG	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（送迎体制）	算定不可－送迎体制	
296		10VH	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所加算（訪問介護））	算定不可－特定事業所訪問	
297		10VJ	資格：請求先の公費負担者番号のため、事業所からの請求には使用できません。	当該公費負担者番号は使用不可	
298		10VK	資格：指定・基準該当等サービス台帳の施設等の区分コードと一致しません。	施設等の区分コード不一致	
299		10VL	資格：指定・基準該当等サービス台帳の人員配置区分コードと一致しません。	人員配置区分コード不一致	
300		10VM	資格：受給者台帳記載の公費負担者番号が生活保護の公費負担者番号ではありません。	受給者台帳記載の公費負担者番号が誤り	
301		10VN	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（食事提供の状況）	算定不可－食事提供の状況	
302		10VP	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（時間延長サービス体制）	算定不可－時間延長サービス体制	
303		10VQ	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別リハビリテーション提供体制）	算定不可－個別リハビリ提供体制	
304		10VR	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間ケア体制）	算定不可－夜間ケア体制	
305		10VS	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（居住費対策）	算定不可－居住費対策	
306		10VT	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（人員基準欠如）	算定不可－人員基準欠如	
307		10VV	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーション機能強化）	算定不可－リハビリ機能強化	
308		10VW	資格：社会福祉法人軽減事業実施事業所ではありません。	社会福祉法人軽減事業実施不可	
309		10VX	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（栄養管理の評価）	算定不可－栄養管理の評価	
310		10VY	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（若年性認知症ケア加算）	算定不可－若年認知症ケア体制	

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1 ×2 ×3 ×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
311	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	10VZ	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（運動器機能向上体制）	算定不可－運動器機能向上体制	
312		10WO	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（栄養マネジメント（改善）体制）	算定不可－栄養マネ・改善体制	
313		10W1	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（口腔機能向上加算）	算定不可－口腔機能向上加算	
314		10W2	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（事業所評価加算（決定））	算定不可－事業所評価加算	
315		10W3	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（緊急受入体制）	算定不可－緊急受入体制	
316		10W4	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間看護体制）	算定不可－夜間看護体制	
317		10W5	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所加算（居宅介護支援））	算定不可－特定事業所支援	
318		10W6	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（大規模事業所）	算定不可－大規模事業所	
319		10W7	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（重度化対応体制）	算定不可－重度化対応体制	
320		10W8	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（医療連携体制）	算定不可－医療連携体制	
321		10W9	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ユニットケア体制）	算定不可－ユニットケア体制	
322		10WA	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（在宅・入所相互利用体制）	算定不可－在宅・入所相互体制	
323		10WB	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ターミナルケア（看取り看護）体制）	算定不可－ターミナルケア体制	
324		10WC	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（身体拘束廃止取組）	減算請求要－身体拘束廃止取組	
325		10WD	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（小規模拠点集合体制）	算定不可－小規模拠点集合体制	
326		10WE	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（準ユニットケア体制）	算定不可－準ユニットケア体制	
327		10WF	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症ケア加算）	算定不可－認知症ケア加算	
328		10WG	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別機能訓練加算）	算定不可－個別機能訓練加算	
329		10WH	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（アクティビティ実施加算）	算定不可－アクティビティ	
330		10WJ	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（設備基準）	減算請求要－設備基準	
331		10WK	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養体制維持特別加算）	算定不可－療養体制維持	
332		10WL	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（３級ヘルパー体制）	算定不可－３級ヘルパー体制	
333		10WM	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（中山間地域加算（地域））	算定不可－中山間加算（地域）	
334		10WN	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（中山間地域加算（規模））	算定不可－中山間加算（規模）	
335		10WP	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（サービス提供体制強化）	算定不可－サービス提供体制	
336		10WQ	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症短期集中リハビリ加算）	算定不可－認知症短期集中リハ	
337		10WR	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（若年性認知症受入加算）	算定不可－若年性認知症受入	
338		10WS	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制）	算定不可－看護体制	
339		10WT	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜勤職員配置）	算定不可－夜勤職員配置	
340		10WU	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養食加算）	算定不可－療養食加算	
341		10WV	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（日常生活継続支援）	算定不可－日常生活継続支援	
342		10WW	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症ケア加算）	算定不可－認知症ケア加算	
343		10WX	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（２４時間通報対応）	算定不可－２４時間通報対応	
344		10WY	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護職員配置）	算定不可－看護職員配置	
345		10WZ	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間ケア加算）	算定不可－夜間ケア加算	
346		1001	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（日中の身体介護２０分未満体制）	同左	
347		1002	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（サービス提供責任者体制）	同左	
348		1003	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（緊急短期入所体制確保加算）	同左	
349		1004	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（介護職員処遇改善加算）	同左	
350		1005	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（在宅復帰・在宅療養支援機能加算）	同左	
351		1006	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活機能向上グループ活動加算）	同左	

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1×2×3×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
352	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	1007	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	同左	
353		1008	資格：受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。	同左	
354		1009	資格：指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。（住所地特例対象者）	同左	
355		100A	資格：事業所指定の効力が停止された事業所です。（住所地特例対象者）	同左	
356		100B	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制強化加算）	算定不可－看護体制強化加算	
357		100C	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（短期集中個別リハビリテーション実施加算）	算定不可－短期集中個別リハビリテーション実施加算	
358		100D	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーションマネジメント加算）	算定不可－リハビリテーションマネジメント加算	
359		100E	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（移行支援加算（社会参加支援加算））	算定不可－移行支援加算（社会参加支援加算）	
360		100F	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（短期集中リハビリテーション実施加算）	算定不可－短期集中リハビリテーション実施加算	
361		100G	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（中重度者ケア体制加算）	算定不可－中重度者ケア体制加算	
362		100H	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別送迎体制強化加算）	算定不可－個別送迎体制強化加算	
363		100J	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入浴介助体制強化加算）	算定不可－入浴介助体制強化加算	
364		100K	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活行為向上リハビリテーション実施加算）	算定不可－生活行為向上リハビリテーション実施加算	
365		100L	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（医療連携強化加算）	算定不可－医療連携強化加算	
366		100M	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所集中減算）	算定不可－特定事業所集中減算	
367		100N	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（総合マネジメント体制強化加算）	算定不可－総合マネジメント体制強化加算	
368		100P	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（訪問看護体制強化加算）	算定不可－訪問看護体制強化加算	
369		100R	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症加算）	算定不可－認知症加算	
370		100S	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看取り連携体制加算）	算定不可－看取り連携体制加算	
371		100T	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（訪問体制強化加算）	算定不可－訪問体制強化加算	
372		100U	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間支援体制加算）	算定不可－夜間支援体制加算	
373		100V	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（選択的サービス複数実施加算）	算定不可－選択的サービス複数実施加算	
374		100W	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（訪問看護体制減算）	算定不可－訪問看護体制減算	
375		100X	資格：当該サービスは、医師が行う居宅療養管理指導です。	同左	
376		100Y	資格：当該サービスは、歯科医師が行う居宅療養管理指導です。	同左	
377		100Z	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（定期巡回・随時対応サービスに関する状況）	算定不可－定期巡回・随時対応サービスに関する状況	
378		1010	資格：指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	同左	
379		1011	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活相談員配置等加算）	同左	
380		1012	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別機能訓練体制Ⅰ）	同左	
381		1013	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別機能訓練体制Ⅱ）	同左	
382		1014	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅰ又はⅢ）	同左	
383		1015	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅱ又はⅣ）	同左	
384		1016	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（重度認知症疾患療養体制加算）	同左	
385		1017	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入居継続支援加算）	同左	
386		1018	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ターミナルケアマネジメント加算）	同左	
387		1019	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（配置医師緊急時対応加算）	同左	

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1 ×2 ×3 ×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
388	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	101A	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（褥瘡マネジメント加算）	同左	
389		101B	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（移行定着支援加算）	同左	
390		101C	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活機能向上連携加算）	同左	
391		101D	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ADL維持等加算Ⅲ（ADL維持等加算））	同左	
392		101E	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーション提供体制加算）	同左	
393		101F	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所医療介護連携加算（特定事業所加算Ⅳ））	同左	
394		101G	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（事業所評価加算）	同左	
395		101H	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（利用者の入院期間中の体制）	同左	
396		101J	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（食堂の有無）	同左	
397		101K	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（療養環境基準（廊下））	同左	
398		101L	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（療養環境基準（療養室））	同左	
399		101M	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（サテライト体制）	同左	
400		101N	資格：特別介護医療院、特別介護保健施設等に該当する事業所では算定できないサービスです。	同左	
401		101P	資格：一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には算定できないサービスです。	同左	
402		101Q	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養体制維持特別加算Ⅰ）	同左	
403		101R	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養体制維持特別加算Ⅱ）	同左	
404		101S	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅰ）	同左	
405		101T	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅱ）	同左	
406		101U	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入院患者に関する基準）	同左	
407		101V	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（介護職員等特定処遇改善加算）	同左	
408		101W	資格：該当サービスを算定できない事業所による居宅療養管理指導です。	同左	
409		101X	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応)	同左	
410		101Y	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(科学的介護推進体制加算)	同左	
411		101Z	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(LIFEへの登録)	同左	
412		1020	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(情報通信機器等の活用等の体制)	同左	
413		1021	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（安全管理体制）	同左	
414		1022	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(栄養マネジメント強化体制)	同左	
415		1023	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(自立支援促進加算)	同左	
416		1024	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(安全対策体制)	同左	
417		1025	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(排せつ支援加算)	同左	
418		1026	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（移行計画の提出状況）	同左	
419		1027	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリ計画書情報加算)	同左	
420		1028	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（３ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合）	同左	
421		1029	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所加算Ⅴ（訪問介護）)	同左	
422		1030	資格：該当サービスを算定できない事業所です。(ADL維持等加算（申出）)	同左	
423		1031	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（特定事業所集中減算）	同左	

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1|×2|×3|×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
424	受給者台帳（１２）	12P0	資格：受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	
425		12P2	資格：資格を喪失している被保険者です。	資格喪失被保険者	
426		12P3	資格：給付管理票の合計＋償還払給付実績の合計が受給者台帳の区分支給限度基準額を超えています。	給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	
427		12P4	資格：受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。	市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	
428		12P5	資格：受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。	市町村の認定情報と不一致（作成区分）	
429		12P9	資格：受給者台帳記載の公費負担者番号と一致しません。	受給者台帳記載の公費負担者番号と不一致	
430		12PA	資格：変更申請中の受給者です。	市町村の認定変更が未決定	
431		12PB	資格：給付減額又は償還払化の受給者です。	給付減額又は償還払化の受給者	
432		12PC	資格：特定入所者介護サービスを受けられない受給者です。	市町村の特定入所者認定と相違	
433		12PD	資格：認定有効期間外の被保険者です。	認定有効期間外の被保険者	
434		12PE	資格：訪問通所限度額管理期間外の被保険者です。	訪問通所限度額管理期間外の被保険者	
435		12PF	資格：短期入所限度額管理期間外の被保険者です。	短期入所限度額管理期間外の被保険者	
436		12PJ	資格：小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無が未設定です。	居宅サービス等利用有無が未設定	
437		12PK	資格：有料老人ホーム等の同意書が提出されていません。	有料老人ホーム等の同意書が未提出	
438		12PL	資格：利用者負担減免の申請中です。	利用者負担減免の申請中	
439		12Q5	資格：既に資格喪失した受給者です。	資格喪失受給者	
440		12Q6	資格：受給者台帳記載、または設定された基準値の給付率と一致しません。	受給者台帳記載又は基準値給付率と不一致	
441		12Q7	資格：証記載保険者番号が不正です。	無効な証記載保険者番号	
442		12Q9	資格：この受給者は、旧措置者のため対象外です。	旧措置者のため対象外	
443		12QA	資格：請求明細書様式に対する受給者の要介護状態区分が不正です。	様式に対する要介護状態区分が不一致	
444		12QJ	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	市町村認定の要介護度と相違	
445		12QT	資格：受給者台帳記載項目と一致しません。	受給者台帳記載項目不一致	
446		12VU	資格：居住費対策の請求が受給者台帳の食事標準負担額に対応しません。	居住費対策不一致	
447		1201	資格：二次予防事業有効期間、もしくは認定有効期間外の受給者です。	同左	
448		1202	資格：総合事業を受けることのできない受給者です。	同左	
449		1203	資格：住所地特例対象者でない受給者です。	同左	
450		1204	資格：市町村認定の施設所在保険者番号と一致しません。	同左	
451		1205	資格：有効期間外の住所地特例対象者です。	同左	
452		1206	資格：該当の被保険者は６５歳未満のため、総合事業を受ける資格がありません。	同左	
453		1207	資格：小規模多機能型事業所がサービス計画を行っているため、介護予防ケアマネジメント費の請求は行えません。	同左	
454		1208	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	同左	
455		1209	資格：受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。要介護度を確認してください。	同左	
456		120A	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	同左	
457		120B	資格：二割負担対象者及び三割負担対象者に適用されない公費が記載されています。	同左	
458		120C	資格：この受給者は、旧措置者のため二割負担及び三割負担の対象外です。	同左	
459		120D	資格：二割負担対象者または三割負担対象者の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。	同左	
460		120E	資格：住所地特例対象者に該当しないため事業費明細欄（住所地特例対象者）に記載はできません。	同左	
461		120F	資格：住所地特例対象者であるため事業費明細欄に記載はできません。	同左	
462		12SA	資格：給付率が受給者台帳の設定と異なるため、自動訂正しました。	市町村認定の給付率と相違	

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1 ×2 ×3 ×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
463	法別管理台帳／公費負担者台帳（１３）	13PS	資格：公費負担者台帳に該当する公費負担者情報が存在しません。	当該公費負担者情報は同台帳に未登録	
464		13PU	資格：法別管理表に該当する法別番号情報が存在しません。	当該法別番号情報は法別管理表に未登録	
465		13PW	資格：有効期間外の公費負担者です。	有効期間外の公費負担者	
466		13QO	資格：有効期間外の法別番号です。	有効期間外の法別番号	
467		13Q2	資格：公費１・２・３の優先順位関係に誤りがあります。	公費１・２・３の優先順位に誤り	
468		13QV	資格：給付額減額により引下げられた給付率に一致しません。	給付額減額による引下げ給付率に不一致	
469	介護給付費単位数表／サービスコード管理／給付単価表／特定診療・特別療養・特別診療表（１４）	14P8	資格：介護給付費単位数表に該当するサービス情報が存在しません。	当該サービス情報は単位数表無	○
470		14PG	資格：介護給付費単位数表または介護特定診療表の制限回数日数を超えています。	制限回数日数超過	
471		14PH	資格：このサービスに該当する公費は適用されていません。	当該サービスは公費対象外	
472		14PM	資格：有効期間外の介護サービスです。	有効期間外の介護サービス	○
473		14PR	資格：給付単価表に該当する給付単価情報が存在しません。	当該給付単価情報は給付単価表になし	
474		14PY	資格：有効期間外の給付単価です。	有効期間外の給付単価	
475		14PZ	資格：複数の市町村独自加算のサービスは請求できません。	市町村独自加算請求複数有り	
476		14QH	資格：入所年月日、又は事業開始日より起算して算定期間の範囲外です。	入所・事業開始後算定期間超	
477		14QL	資格：ターミナルケア(看取り介護)加算算定に必要な中止、退所年月日が未設定、又は中止理由が誤っています。	中止、退所日未設定又は理由誤	
478		14QN	資格：初期加算算定に必要な入所年月日が未設定、又は入所年月日より３０日を超えています。	入所日未設定入所日後３０日超	
479		14QP	資格：算定対象期間外に提供されたサービス、又は退所後の状況が誤りです。	算定対象期間外退所後の状況誤	
480		14QR	資格：摘要欄が未記入です。	摘要欄は必須項目です	○
481		14QU	資格：旧措置入所者は請求できないサービスです。	旧措置入所者請求不可サービス	
482		14QW	資格：食事サービスを算定できない法別番号です。	食事を算定できない法別番号	
483		14QY	資格：同時に請求できないサービスです。	同時請求不可－サービス	
484		14QZ	資格：退所（院）年月日の翌月以降に算定できないサービスです。	退所翌月以降は算定不可	
485		1401	資格：初期加算又は認知症緊急対応加算算定に必要な入所年月日が未設定です。	同左	
486		1402	資格：入所年月日より３０日を越えています。	同左	
487		1403	資格：入所年月日より７日を越えています。	同左	
488		1404	資格：介護給付費単位数表（総合事業）に該当するサービス情報が存在しません。	同左	○
489		1405	資格：有効期間外の総合事業サービスです。	同左	○
490		1406	資格：介護給付費単位数表（総合事業）の制限回数日数を超えています。	同左	
491		1407	資格：福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	同左	
492		1408	資格：福祉用具商品コードが登録されていません。	同左	
493		1409	資格：適用期間外の福祉用具商品コードです。	同左	
494		140A	資格：福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。	同左	
495		1410	資格：共生型サービスのサービスコードが存在しません。	同左	
496		1411	資格：単位数が介護給付費単位数表の合成単位数と一致していません。	同左	
497		1412	資格：同一サービス種類において複数算定できないサービスが請求されています。	同左	
498	種類別市町村固有台帳（１５）	15P6	資格：このサービス種類に該当する計画単位数（日数）の合計が種類別支給限度基準額を超えています。	サービス種類の合計が支給限度基準額超過	
499		15P7	資格：種類別市町村固有台帳に該当する市町村固有情報が存在しません。	該当市町村固有情報台帳未登録	
500		15PQ	資格：有効期間外の種類別市町村固有情報です。	有効期間外－種類別市町村固有	
501		1501	資格：有効な種類別市町村固有情報が未登録です。市町村に確認してください。	同左	
502		1502	資格：種類支給限度基準額を超えています。	同左	
503		1503	資格：有効な区分別市町村固有情報が未登録です。市町村に確認してください。	同左	
504		1504	資格：区分支給限度基準額を超えています。	同左	

機２:関係者限り

別紙7. エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系

×1×2×3×4 ×１×２ ・・・ カテゴリ　AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳　20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳

×３×４ ・・・ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前ﾁｪｯｸ適用有無
505	市町村特別給付台帳／地域密着型サービスコード台帳（１６）	16PN	資格：市町村特別給付台帳に該当する市町村特別給付情報が存在しません。	市区町村特別給付は台帳未登録	
506		16PP	資格：有効期間外の市町村特別給付サービスです。	有効期間外－市町村特別給付	
507		16PV	資格：地域密着型サービスコード台帳に該当するサービス情報が存在しません。	市町村独自加算算定不可	
508		16PX	資格：有効期間外の地域密着型サービスです。	有効期間外の市町村独自加算	
509		16Q8	資格：市町村特別給付台帳の市町村特別支給限度基準額を超えています。	市町村特別給付の支給限度額超	
510	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（２０）	2001	資格：保険者に認定されていない総合事業サービスです。	同左	
511		2002	資格：有効期間外の総合事業サービスです。	同左	
512		2003	資格：介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコード台帳の利用者負担額を超えています。	同左	
513		2004	資格：有効期間外の総合事業サービスです。（保険者指定）	同左	
514		2005	資格：総合事業サービスコード台帳の制限回数日数を超えています。	同左	
515		2006	資格：保険者より総合事業サービスコード台帳が提出されていません。	同左	
516		2007	資格：保険者が設定した総合事業サービスコード台帳の単位数が誤っています。	同左	
517	上限エラー	保留	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	5003	
518		返戻	サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要	5004	
519		返戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	5011	
520		返戻	査定でエラーのあるもの	5006	
521		返戻	４種類以上のサービスを計画していないため返戻	5008	
522		返戻	給付管理票に予防（介護）サービスが記載されているため返戻	5013	

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の対応について

「備考」欄　エラーコード＝ＡＢＢ０（エービービーゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
	0000000001	請	R3.4	17		800	A	証記載保険者番号：必須項目が未設定	ＡＢＢ０

内容・・**（必須項目名）：必須項目が未設定**
原因・・指定された項目に正しい数値が入力（記入）されていません。
対応・・指定された項目に正しい数値（又はアルファベット）を入力（記入）して、再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＤＤ０（エーディーディーゼロ）・ＡＤＤ１

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3.4	21		5,675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ＡＤＤ１
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4	21		5,675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ＡＤＤ１
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4	21		5,675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ＡＤＤ１
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								

ポイント！　**事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳**

都道府県は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。
事業所基本台帳・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録
サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録
事業所基本台帳とサービス台帳を総称して事業所台帳と呼びます。

内容・・**①ＡＤＤ０　サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録**
②ＡＤＤ１　対象年月：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録
サービス事業所番号（支援事業所）：無効もしくはサービス台帳に未登録

原因・・ＡＤＤ０については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力（記入）した為、都道府県が国保連合会へ登録している事業所台帳に該当するものがない場合、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力（記入）した等の場合にエラーになります。
その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。
ＡＤＤ１については、ＡＤＤ０と同様入力（記入）誤り等でエラーになったものですが、入力（記入）した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・訪問看護等）が登録されていないことでエラーになったものです。

対応・・サービス事業所番号の入力（記入）に誤りがないか、番号が変更になっていないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。
誤りが無い場合は、都道府県が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が都道府県への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、都道府県へ照会して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＤＤ１となる給付管理票の例　（この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

様式第十一　　給付管理票（令和３年４月分）

保険者番号	保険者名
9 9 0 0 0 0	△△市
被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1	フリガナ　ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ 介護　太郎
生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・㊕　5 年 5 月 5 日	㊚・女	事業対象者　要支援１・２ 要介護１・②・３・４・５
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間	
19705　単位／月	令和　3 年 1 月 ～ 令和　3 年 12 月	

作成区分	
①. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成	
居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 9 7 0 0 0 0 0 0 0
担当介護支援専門員番号	9 9 0 0 0 0 0 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	□□介護事業所
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	△△県△△市△△町１−２−３
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号−事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
Ａ事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 1	指定・基準該当・地域密着・総合事業	訪問介護	1 1	2 3 1 0
Ｂ事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 2	指定・基準該当・地域密着・総合事業	通所介護	1 5	1 7 4 8
Ｂ事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 2	指定・基準該当・地域密着・総合事業	短期入所生活介護	2 1	5 6 7 5
		指定・基準該当・地域密着・			

誤：Ｂ事業所
正：Ｃ事業所

国保連合会は、給付管理票に入力（記入）されている事業所番号が、事業所台帳（都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報）に該当するか点検します。
該当する事業所がない場合**ＡＤＤ０エラー**となります。

事業所台帳
（都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報）

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
Ａ事業所	4870000001	11 訪問介護
Ｂ事業所	4870000002	15 通所介護
Ｃ事業所	4870000003	21 短期入所生活介護

国保連合会は、給付管理票に入力（記入）されているサービスが事業所台帳（都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報）のサービス種類コードに該当するか点検します。
該当する事業所がない場合**ＡＤＤ１エラー**となります。

エラーの原因と対応

原因・・
３行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に“Ｃ事業所”と入力（記入）するべきであったが、誤って“Ｂ事業所”と入力（記入）したため、ＡＤＤ１エラーとなっています。
対応・・
３行目のサービス事業所を“Ｃ事業所”と修正して再提出して下さい。

突合を行う箇所
国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＤＤ２

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	17		1,250	A	証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	ＡＤＤ２

内容・・**証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録**

原因・・保険者番号を誤って入力（記入）した（介護保険の保険者として登録されていない保険者番号等）場合にエラーとなります。

対応・・保険者番号を確認、修正して再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＤＤＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	16		2,400	A	証記載保険者番号：有効期間外の保険者	ＡＤＤＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**証記載保険者番号：有効期間外の保険者**

原因・・サービス提供年月時点において、請求明細書に記載された保険者が市町村合併等により既に存在していない場合に発生します。

対応・・サービス月の入力（記入）に誤りがないか確認して下さい。間違っていれば正しいサービス月を入力（記入）して再請求します。
サービス月の入力（記入）が正しい場合は、利用者に新しい（正しい）保険者番号、被保険者番号を確認して入力（記入）し再請求します。この時、保険者番号だけを正しくし、被保険者番号は元の番号で請求している例がありますが、多くの場合被保険者番号も新しくなります。保険者番号、被保険者番号両方を確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＥ２

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	11		4,564	A	サービス実日数：日数が期間を超過	ＡＥＥ２
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**サービス実日数：日数が期間を超過**

原因・・サービス開始年月日、中止年月日（入所年月日、退所年月日）から計算したサービス可能日数より「介護給付費請求明細書」のサービス実日数が多い場合にエラーとなります。

対応・・介護給付費請求明細書のサービス開始年月日や中止年月日（入所年月日、退所年月日）を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＥ２となる請求明細書の例　（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

開始年月日	令和	3	年	4	月	2	1	日	中止年月日	令和		年		月		日
中止理由	1.非該当　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入所　9.介護医療院入所															

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
身体介護１	111111	250	10	2500			
身体介護１・夜	111112	313	3	939			
身体介護１・深	111113	375	3	1125			

サービスの「開始年月日」“令和３年４月２１日”、「中止年月日」“空欄（５月以降もサービスを継続している）”なので、サービス可能日数は４月２１日～３０日の１０日間となる。
しかし、「サービス実日数」に１０日より多い日数が入力（記入）されているため、**ＡＥＥ２エラー**となります。

給付費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	11			
③サービス実日数	16 日	日	日	日
④計画単位数	4564			
⑤限度額管理対象単位数	4564			
⑥限度額管理対象外単位数	0			
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	4564			
⑧公費分単位数				
⑨単位数単価	1000 円／単位	円／単位	円／単位	円／単位
⑩保険請求額	41076			
⑪利用者負担額	4564			
⑫公費請求額				
⑬公費分本人負担				

誤：１６日
正：１０日

給付率（/100）

保険	90
公費	
合計	41076
	4564

エラーの原因と対応

原因・・
請求額集計欄（集計情報）の「サービス実日数」に“１０日”と入力（記入）するつもりであったが、誤って“１６日”と入力（記入）したため、ＡＥＥ２エラーとなります。
対応・・
請求額集計欄（集計情報）の「サービス実日数」を“１０日”と修正して再提出して下さい。

突合を行う箇所
国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＥＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	11		4,620	A	開始年月日：年月日がサービス提供年月の期間外	ＡＥＥＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日：年月日がサービス提供年月の期間外**

原因・・「介護給付費請求明細書」の開始年月日、入所（院）年月日にサービス提供年月よりも後の日付が入力（記入）されている場合や中止年月日、退所（院）年月日にサービス提供年月よりも前の日付が入力（記入）されている場合にエラーとなります。

対応・・介護給付費請求明細書の開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＦ０（エーイーエフゼロ）・ＡＥＦＡ・ＡＥＦＢ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	ＡＥＦＢ
A市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	ＡＥＦＢ
A市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	ＡＥＦ０
A市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

ポイント！　**受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

内容・・**①ＡＥＦ０　サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過**
②ＡＥＦＡ　日数回数：集計値がサービス実日数超過
③ＡＥＦＢ　日数回数：明細が受給可能日数超過

原因・・①ＡＥＦ０　利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、当該月でのサービス可能日数より請求されたサービス日数が多い場合にエラーとなります。

②ＡＥＦＡ　「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。

③ＡＥＦＢ　「ＡＥＦ０」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“１７”「福祉用具貸与」又は“６７”「予防福祉用具貸与」の場合のみ発生します。

対応・・ＡＥＦ０・ＡＥＦＢについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者に確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。

ＡＥＦＡについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＦ０、ＡＥＦＢとなる請求明細書の例

（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

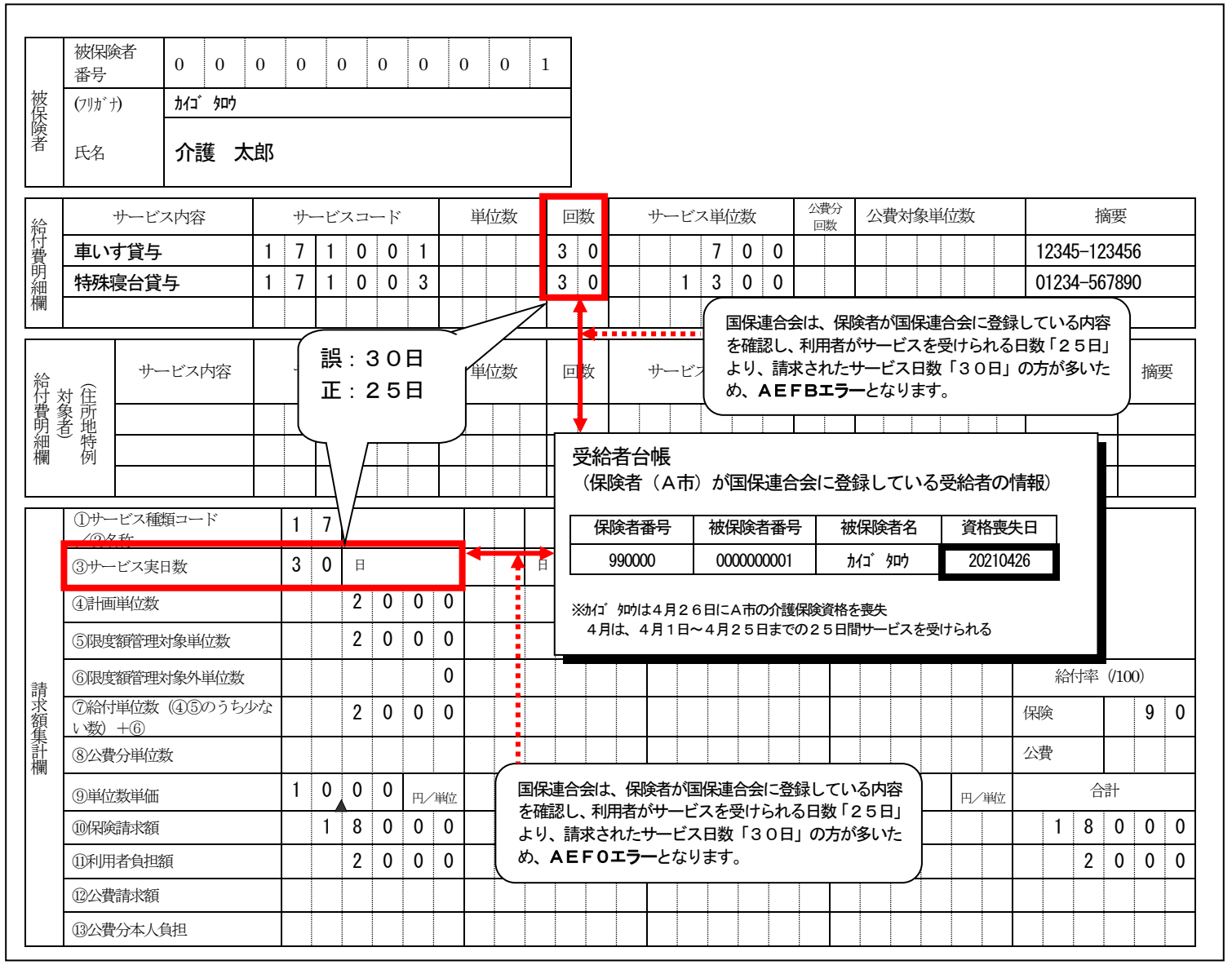

エラーの原因と対応

原因・・
利用者が月の途中で転居し、Ａ市の介護保険資格を喪失したが、３０日分請求したため、ＡＥＦＢ・ＡＥＦ０エラーとなっています。
対応・・
「回数」と「サービス実日数」を“２５日”と修正して再請求して下さい。
残りの５日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求して下さい。

突合を行う箇所

国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＦＪ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	51	1111	11,460	B	日数回数：サービス可能な日数を超過	ＡＥＦＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	51	1111	11,460	B	サービス実日数：サービス可能な日数を超過	ＡＥＦＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**日数回数、サービス実日数：サービス可能な日数を超過**

原因・・主な原因として以下のことが考えられます。

① 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。

② 「介護給付費請求明細書」の中で、集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。

対応・・「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、入所（院）年月日・退所（院）年月日、開始年月日・中止年月日を確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＧ０６

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	52	6100	480	B	資格:摘要が記載されていません。	ＡＧ０６
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**ＡＧ０６　資格：摘要が記載されていません。**

原因・・所定疾患施設療養費等レコードの摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは「介護給付費請求書等の記載要領について（平成１３年１１月１６日老老発３１号　厚生労働省老健局老人保健課長通知）」に掲載されています。内容を確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＨ０１、ＡＨ０２

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	99B0000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3. 4	55	1001	7, 140	B	資格:基本摘要情報が記載されていません。	ＡＨ０１
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3. 4	55	1021	7, 040	B	資格:摘要種類コードにDPCコード(疾患コード)が記載されていません。	ＡＨ０２
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**①ＡＨ０１　資格：基本摘要情報が記載されていません。**
②ＡＨ０２　資格：摘要種類コードにＤＰＣコード（疾患コード）が記載されていません。

原因・・①ＡＨ０１　基本摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、基本摘要欄が未入力（未記入）となっています。
②ＡＨ０２　基本摘要欄に利用者状態等コードが入力（記入）されているにも係らず、DPC コード（疾患コード）の入力（記入）がない場合、エラーとなります。

対応・・基本摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスはＰ９７～９９に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

ポイント！　基本摘要情報とは、請求明細書様式第四の三、第四の四、及び第九の二の以下の部分となります。

基本摘要	摘要種類			内容
	0	1	110280	

DPC コード（6 桁）

ポイント！　基本摘要情報に入力（記入）されているＤＰＣコード（疾患コード）のフォーマットに誤りがある場合は「ＡＢ０９エラー」、利用者状態等コードのフォーマットに誤りがある場合は「ＡＢ１０エラー」と出力されます。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ０（エーエヌエヌゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3.4	11		1,350	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮ０
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮ０
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4			2,800	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮ０
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済**

原因・・該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。

① 伝送時に同一の給付管理票ファイルを複数回送信した場合。媒体（ＣＤ－Ｒ等）に同一の給付管理票ファイルを複数回登録した場合も同じ。

② 伝送で、一度給付管理票を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（ＣＤ－Ｒ等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。

③ 月の途中で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変更となった場合。
この場合、制度上その月の末日時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターのみが給付管理票を提出することになりますが、変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが誤って給付管理票を提出した場合にこのエラーになることがあります。(月の途中で保険者が変わったため居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変わった場合等は、この条件に該当しません)

④ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した給付管理票と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい給付管理票を一緒に提出した場合。

ポイント！　エラーコード＝ＡＮＮ０は当月審査分における重複、エラーコード＝ＡＮＮＪは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

対応・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

②の場合は、返戻となった給付管理票が正しいものか確認し、正しいものであれば登録された給付管理票は間違っているので翌月「修正」で提出します。返戻となった給付管理票が間違った給付管理票であれば、正しい給付管理票が登録されているので再提出の必要はありません。

③の場合は、月末時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが給付管理票を提出します。変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターは給付管理票を提出できません。

④の場合で、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。また、正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。

・返戻となった給付管理票が誤った被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号”０１”を入力して提出。誤って太郎の被保険者番号を入力した次郎の給付管理票が重複返戻となった。

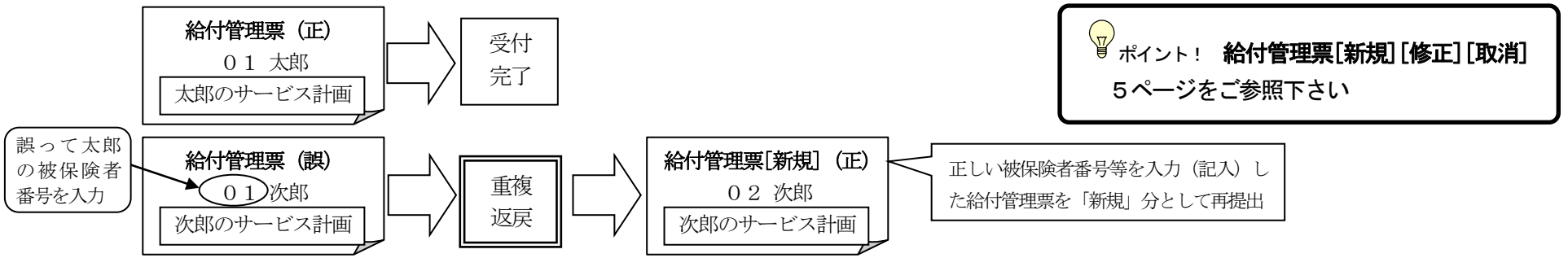

・返戻となった給付管理票が正しい被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号”０１”を入力して提出。太郎のものとして正しく作成された給付管理票が重複返戻となった。

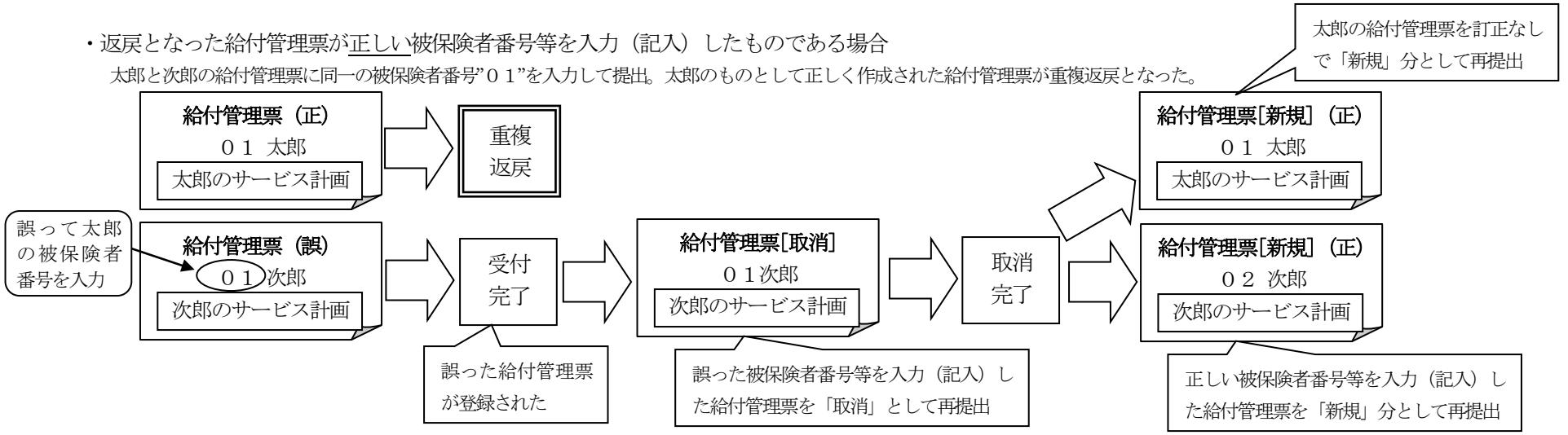

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ２

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	17		1,350	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ２
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000002	請	R3.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ２
△△市	ｶｲｺﾞ　ｼﾞﾛｳ								

内容・・**様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済**

原因・・同一月に同じ請求明細書が複数請求された場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

① 伝送時に同一の請求書ファイルを複数回送信した場合。媒体（ＣＤ－Ｒ等）に同一の請求書ファイルを複数回登録した場合も同じ。

② 伝送で、一度請求明細書を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（ＣＤ－Ｒ等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。

③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した請求明細書と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい請求明細書を一緒に請求した場合。

④ 国保連合会で「保留」になっている請求明細書を再請求した場合。

対応・・ ①の場合は、請求明細書は複数請求されても１件は登録される（支払される）ので、再請求の必要はありません。

②の場合、正しい請求明細書が返戻（この返戻一覧表に載っている）された場合は、間違っている請求明細書が登録されている（支払されている）ので、取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で取下げ（過誤）が完了したのを確認後、再請求をして下さい。通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで２～３ヶ月かかります。

③の場合、正しい請求明細書が返戻された場合は、誤って入力（記入）した請求明細書は、正しい保険者番号、被保険者番号に修正して次回請求しますが、返戻された正しい請求明細書は誤って入力した請求明細書が登録されているため、取下げ（過誤）終了後再提出して下さい。

④の場合、保留期間中は、請求明細書を再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「新規」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。

「保留」の原因と対応については、“エラーコード＝保留・返戻”（Ｐ８２）を参照して下さい。

ポイント！　**エラーコード＝ＡＮＮ２は当月審査分における重複、エラーコード＝ＡＮＮ４、ＡＮＮＭは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。**

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ４・ＡＮＮＭ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ４
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000002	請	R3.4	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ４
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	請	R3.4	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ＡＮＮＭ
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								

ＡＮＮＭエラーはＡＮＮ４エラーとセットで出力されます。

内容・・**①ＡＮＮ４　様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済**

②ＡＮＮＭ　サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

原因・・①ＡＮＮ４　前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。主な原因として以下のことが考えられます。

（１）　既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。

（２）　既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。

（３）　他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ＡＮＮＭ　　前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（０決定）しているのに再請求した場合。

対応・・①（１）の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

①（２）の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。
通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで２～３ヶ月かかります。

①（３）の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②ＡＮＮＭの場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。

ポイント！　エラーコード＝ＡＮＮ２は当月審査分における重複、エラーコード＝ＡＮＮ４、ＡＮＮＭは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ７

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3.4	17		1,350	B	様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済	ＡＮＮ７
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済**

原因・・給付管理票の「修正」を提出した月と同じ月に「サービス種類」欄に表示されているサービスの請求明細書の過誤処理が行われているため返戻となりました。

対応・・翌月に再請求をして下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ９

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3.4	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ＡＮＮ９
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ＡＮＮ９
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ＡＮＮ９
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要**

原因・・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード＝２）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連合会に登録されていない場合。
給付管理票の提出漏れや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、「修正」ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード＝１）分として再提出します。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**
５ページをご参照下さい

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮＪ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3.4	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済**

原因・・前月以前に、該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

① 今回請求した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再提出した場合。
② 給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。
③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**
５ページをご参照下さい

対応・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。
②の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。
③の場合は、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。具体例は“エラーコード＝ＡＮＮ０”の対応④を参照して下さい。

ポイント！　エラーコード＝ＡＮＮ０は当月審査分における重複、エラーコード＝ＡＮＮＪは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮＫ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3.4	11		1,350	B	サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複	ＡＮＮＫ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複**

原因・・提出された給付管理票内に同じサービス種類・同じ事業所番号を２つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。

対応・・同じサービス種類、同じ事業所番号の計画単位数を１つにまとめ、「新規」の給付管理票を作成して提出して下さい。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**

５ページをご参照下さい

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮＬ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	11		1,350	B	サービス種類：請求明細書内の情報が重複	ＡＮＮＬ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000002	請	R3.4	59	2111	5,000	B	明細行番号：請求明細書内の情報が重複	ＡＮＮＬ
△△市	ｶｲｺﾞ　ｼﾞﾛｳ								

内容・・**サービス種類、明細行番号：請求明細書内の情報が重複**

原因・・提出された介護給付費請求明細書内に同じ情報を２つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

①　「介護給付費請求明細書」の集計情報（請求額集計欄）に、同じサービス種類を２つ以上入力（記入）した場合。

②　「介護給付費請求明細書」の社会福祉法人等による軽減欄に、同じサービス種類を２つ以上入力（記入）した場合。

③　「介護給付費請求明細書」の緊急時施設療養費欄、所定疾患施設療養費欄、特定診療費欄、特別療養費欄、緊急時施設診療費欄、特別診療費欄、特定入所者介護サービス費欄に、同じ明細行番号（レコード順次番号）を２つ以上入力（記入）した場合。

対応・・同じサービス種類、同じ明細行番号の単位数を１つにまとめ、介護給付費請求明細書を再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＳＳ５、ＡＳＳ６

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	59	5511	41,760	B	負担限度額：市町村認定の負担限度額と相違	ＡＳＳ６
Ａ市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	59	5511	41,760	B	保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違	ＡＳＳ６
Ａ市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**①ＡＳＳ５　利用者負担額、保険分請求額：請求金額等計算値超過**

②ＡＳＳ６　負担限度額、保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違

原因・・①ＡＳＳ５　特定入所者介護サービス費の保険及び公費請求額と利用者負担額が審査により検算した値を超えている場合にエラーとなります。

②ＡＳＳ６　保険者（市町村）が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額（食費・居住費／第１段階～第３段階）と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なる場合にエラーとなります。

ただし、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」＞「請求明細書に入力（記入）されている負担限度額」の場合はエラーとなりません。

また、認定内容が月途中で変更になった場合は月末時点の認定内容が基準となります。

＜例＞

４月　１日～４月１２日　　食費負担限度額３００円

４月１３日～　　食費負担限度額３９０円

⇒４月分全て食費負担限度額３９０円で請求することとなります。

対応・・①の場合は、返戻（保留）一覧表の「内容」欄に表示されているエラー個所を見て、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、請求明細書を訂正して再請求して下さい。

②の場合は、利用者の特定入所者認定内容を確認の上、請求が間違っていれば請求明細書を訂正して再請求して下さい。確認の結果、請求内容に誤りが無ければ、保険者が国保連合会に登録している内容が誤っている場合がありますので、該当保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＳＳ６となる請求明細書の例　（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

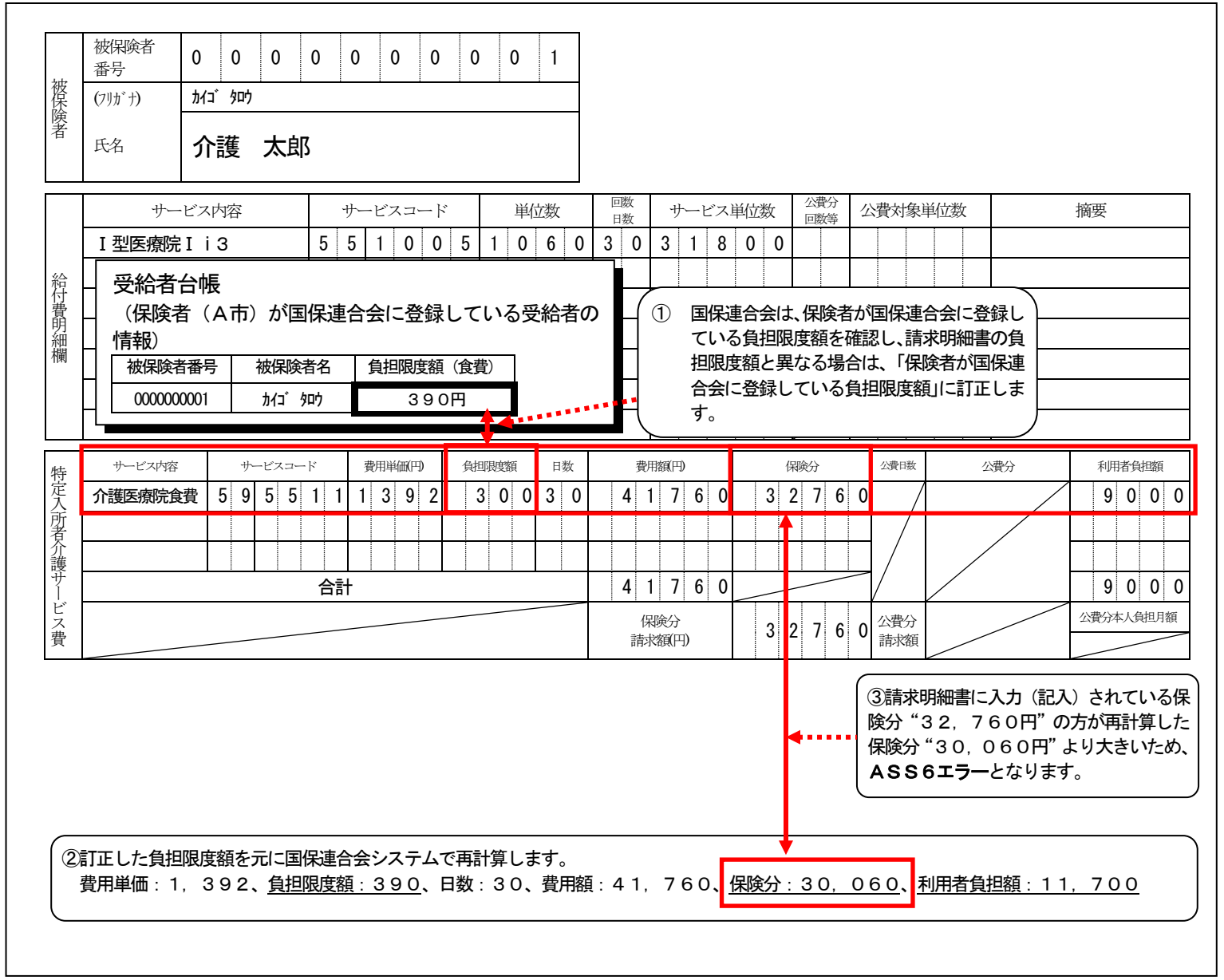

エラーの原因と対応

原因・・
保険者が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なっています。

請求明細書に入力（記入）されている保険分請求額“３２，７６０円”の方が、負担限度額を訂正して再計算した請求額“３０，０６０円”より大きいため、**ＡＳＳ６エラー**となっています。

対応・・
負担限度額、保険分、利用者負担額を修正して再請求して下さい。
請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している内容に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

突合を行う箇所

国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＳＳＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	51		22,599	B	保険単位数合計：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ
Ａ市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	51		22,599	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ
Ａ市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	51		22,599	B	保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ
Ａ市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**保険単位数合計、保険請求額、保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過**
保険請求額、保険利用者負担額の値が、審査により検算した値を超えています。

原因・・このエラーについては、エラーとなった個所により様々な原因が考えられますので、「内容」欄に表示されている個所をみて原因を判断する必要があります。基本的には本会のシステムで、検算（例えば、サービス内容の単位数×回数　の合計値が正しく入力されているか）し、システムで検算した値より請求明細書の値が多い場合にエラーとなります。

対応・・返戻（保留）一覧表の「内容」欄の“記載された値が計算値を超過”の前に表示されているエラー個所をみて、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、計算値等が誤っていれば修正して再請求します。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＳＳＡとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者		
	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ
	氏名	介護　太郎

①単位数×回数の合計値が誤っている。
（正）712×30=21,360

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数日数	サービス単位数	公費分回数等	公費対象単位数	摘要
	福祉施設Ⅱ３	511135	712	30	22599			1
	合計				22599			

請求額集計欄	区分	保険分	公費分
	①単位数合計	22599	
	②単位数単価	10.00円／単位	
	③給付率	90／100	／100
	④請求額（円）	203391	
	⑤利用者負担額（円）	22599	

②国保連合会システムで正しい単位数に訂正します。
（訂正前）22,599
↓
（訂正後）21,360
請求明細書に入力（記入）されている単位数合計“２２，５９９”の方がシステムで計算した単位数合計“２１，３６０”より大きいため、**ＡＳＳＡエラー**となります。

③単位数合計（訂正後）、単位数単価、給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
単位数合計：２１，３６０
単位数単価：１０．００円
給付率：９０%
請求額：１９２，２４０円
利用者負担額：２１，３６０円

④請求明細書に入力（記入）されている請求額“２０３，３９１円”の方がシステムで計算した請求額“１９２，２４０円”より大きいため、**ＡＳＳＡエラー**となります。
同様に、利用者負担額“２２，５９９円”の方がシステムで計算した利用者負担額“２１，３６０円”より大きいため、**ＡＳＳＡエラー**となります。

エラーの原因と対応

原因・・
請求明細書に入力（記入）されている請求額“２０３，３９１円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“１９２，２４０円”より大きいため、**ＡＳＳＡエラー**となっています。
対応・・
サービス単位数、単位数合計、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。

突合を行う箇所
国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＴＴ５、ＡＴＴ６、ＡＴＴ７、ＡＴＴ８

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	H000000001	請	R3.4	17		600	A	保険請求額：保険請求額＞０は誤り（生保単独）	ＡＴＴ５
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**①ＡＴＴ５　　保険請求額：保険請求額＞０は誤り（生保単独）**
②ＡＴＴ６　　保険出来高請求額：保険出来高請求額＞０は誤り（生保単独）
③ＡＴＴ７　　食事提供費請求額：食事提供費請求額＞０は誤り（生保単独）
④ＡＴＴ８　　公費１給付率：公費１給付率０は誤り（生保単独）

原因・・生活保護単独（介護保険との併用でない、被保険者番号がＨで始まる）の分として請求した請求明細書について、請求額集計の各欄に金額の入力（記入）がある場合。
通常、生活保護単独の受給者の場合、請求額は全額（１００％）が公費（生活保護）への請求になります。

対応・・生活保護単独の受給者で正しい場合は、１００％公費請求として公費１欄に入力（記入）し再請求します。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＴＴＣ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	11		1,040	A	公１給付率：公費給付率＞９０以外は誤り	ＡＴＴＣ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**公１給付率：公費給付率＞９０以外は誤り**

原因・・「公費１給付率」欄に９０以下の入力（記入）をしているためエラーとなっています。

対応・・介護給付費請求明細書の「公費１給付率」欄は、“介護保険＋公費１”の給付率を入力（記入）することになっています。

“介護保険＋公費１”の給付率を確認し、修正をして再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１０ＱＦ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：サービス内容と要介護度不一致	１０ＱＦ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：サービス内容と要介護度不一致	１０ＱＦ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

エラーが２つセットで出力されます。

内容・・**サービス種類、サービス項目：サービス内容と要介護度不一致**

原因・・①「介護給付費請求明細書」に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、被保険者欄に入力（記入）された要介護度では算定できない場合にエラーとなります。
このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。該当被保険者の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。
②居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・①の場合は、請求明細書に入力（記入）されたサービスコードに誤りがないかを確認し、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求して下さい。
②の場合は、要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。

ポイント！　月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は７２ページをご参照下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ０（イチニーピーゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	17		1,000	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	１２Ｐ０
△△市									
990000	0000000001	請	R3.4	17		1,000	B	被保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	１２Ｐ０
△△市									

１つの請求明細書につき証記載保険者番号と
被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・・**証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定情報が未登録**

原因・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）している保険者番号・被保険者番号と、保険者が国保連合会へ登録している保険者番号・被保険者番号を突合し、該当する被保険者がいない場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

① 給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力（記入）誤りがある場合。

② 保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者情報に登録漏れや、誤りがある場合。

対応・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認（被保険者証からの転記誤り等も確認）し、①の場合は、正しい番号に修正して再提出します。

入力（記入）内容に誤りがなければ、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。照会の結果②の場合は、保険者が国保連合会へ利用者の登録または修正を行った後に、同一内容の請求明細書等を再提出します。

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ３

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3. 4			23, 820	B	証記載保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3. 4			23, 820	B	給付管理票種別区分：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3. 4			23, 820	B	被保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3. 4			23, 820	B	給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの給付管理票につき４つのエラーがセットで出力されます。

内容・・**証記載保険者番号、給付管理票種別区分、被保険者番号、給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過**

原因・・給付管理票のサービス計画合計単位数　＋　償還払いのサービス利用単位数　が、保険者が国保連合会に登録している“利用者の要介護度”に対する「支給限度基準額」を超えているためエラーとなっています。

対応・・償還払いの単位数については、利用者又は該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ確認することになりますが、このエラーの場合、給付管理票のサービス計画単位の合計が要介護度別の「支給限度基準額」を超えている場合がほとんどですので、最初に合計単位数と「支給限度額」をチェックして下さい。

「支給限度額」は、給付管理票に入力（記入）している要介護度ではなく、保険者が国保連合会に登録している要介護度で決定されます。そのため、給付管理票上では誤りが無い場合でもエラーとなることがありますので、利用者の要介護度も確認して下さい。

備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ３となる給付管理票の例　（この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連から送付されます。）

様式第十一　　給付管理票（令和３年４月分）

保険者番号	保険者名
990000	△△市

被保険者番号	被保険者氏名
0000000001	フリガナ　ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ 介護　太郎

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・㊍ 5 年 5 月 5 日	㊚・女	事業対象者　要支援１・２ 要介護１・②・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス 総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
19705　単位／月	令和 2 年 1 月	～	令和 3 年 12 月

作成区分										
①　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 3.　介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成										
居宅介護／介護予防 支援事業所番号	9	9	7	0	0	0	0	0	0	0
担当介護支援専門員番号	9	9	0	0	0	0	0	1		
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名	□□介護事業所									
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	△△県△△市△△町１－２－３									
委託した場合	委託先の支援事業所番号									
	介護支援専門員番号									

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号ー事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
Ａ事業所	4870000001	指定・基準該当・地域密着・総合事業	短期入所生活介護	21	23820
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		23820

受給者台帳
（保険者（Ａ市）が国保連合会に登録している受給者の情報）

被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分
0000000001	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ	要介護２

保険者が国保連合会に登録しているｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの要介護状態区分“要介護２”の支給限度基準額１９，７０５単位を超える２３，８２０単位を入力（記入）しているため、**１２Ｐ３エラー**となります。

誤：２３８２０
正：１９７０５以内

エラーの原因と対応

原因・・
要介護２の支給限度基準額１９，７０５単位を超える２３，８２０単位を入力（記入）しているため、**１２Ｐ３エラー**となっています。
対応・・
単位数を支給限度基準額１９，７０５単位以内になるよう修正して再提出して下さい。

ポイント！支給限度基準額

要支援１＝　５，０３２単位
事業対象者＝（※）
要支援２＝１０，５３１単位
要介護１＝１６，７６５単位
要介護２＝１９，７０５単位
要介護３＝２７，０４８単位
要介護４＝３０，９３８単位
要介護５＝３６，２１７単位

※要支援１の支給限度基準額を目安とし、市町村が定める支給限度額（要支援２の支給限度額）を超えないものとする。

ポイント！受給者台帳

次ページをご参照下さい。

突合を行う箇所
国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ４

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000002

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	Ｂ支援事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	サ	R3.4	43		1000	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	サ	R3.4	43		1000	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**支援事業所番号、被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）**

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と請求明細書を提出した事業所番号が違っています。

対応・・請求した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ請求できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に問合せて下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再請求して下さい。

ポイント！　**受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ４となる居宅介護支援介護給付費明細書の例

（この居宅介護支援介護給付費明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

様式第七

居宅介護支援介護給付費明細書

令和	0	3	年	0	4	月分

公費負担者番号								

保険者番号	9	9	0	0	0	0

居宅介護支援事業者	事業所番号	9 9 7 0 0 0 0 0 0 2	所在地	〒 1 2 3 ー 4 5 6 7 △△県△△市△△町１－２－３
	事業所名称	Ｂ支援事業所	連絡先	電話番号　０１２－３４５－６７８９
			単位数単価	1 0 0 0　(円／単位)

項番	被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1	(フリガナ) 氏名	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ 介護　太郎
		公費受給者番号			
		生年月日	1. 明治　2. 大正　③. 昭和 0 5 年 0 5 月 0 5 日	要介護状態区分	要介護 1・②・3・4・5
		担当介護支援専門員番号	9 9 0 0 0 0 0 1	サービス計画作成依頼届出年月日	令和 0 3 年 0 1 月 0 1 日
	給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数

性別	①. 男　2. 女		
認定有効期間	令和 0 3 年 0 1 月 0 1 日	から	
	令和 0 3 年 1 2 月 3 1 日	まで	

受給者台帳

（保険者（Ａ市）が国保連合会に登録している受給者の情報）

被保険者番号	被保険者名	居宅サービス作成区分	支援事業所番号
0000000001	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ	1:居宅介護支援事業所作成	Ａ支援事業所

誤：Ａ支援事業所
正：Ｂ支援事業所

国保連合会は、「保険者が国保連合会に登録しているｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」と「請求明細書を提出してきたｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」が一致しているか点検します。不一致の場合、１２Ｐ４エラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・
「保険者が国保連合会に登録しているｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」と「請求明細書を提出してきたｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」が一致していないため、１２Ｐ４エラーとなります。
対応・・
請求したＢ支援事業所は、「ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」として保険者に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ、Ｂ支援事業所は請求できません。

突合を行う箇所

国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ５

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000002	給	R3. 4	17		2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4	17		2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4	17		2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4	17		2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4	17		2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4			2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4			2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4			2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4			2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	R3. 4			2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**計画作成区分等：市町村の認定情報と不一致（作成区分）**
原因・・①保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“居宅サービス計画作成区分”と一致しません。
②保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“利用者の居宅サービス計画作成区分”が“自己作成”となっています。
対応・・給付管理票を提出した居宅介護支援事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ正当な給付管理票とは認められません。
届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再提出して下さい。

ポイント！ **受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄　エラーコード＝１２ＰＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3. 4	11		15, 869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	１２ＰＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3. 4	11		15, 869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	１２ＰＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・・**証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定**

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

① 保険者が国保連合会に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。

② 保険者の国保連合会への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の４日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は１０日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「１２ＰＡ」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）

③ 単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。

④ 平成１７年１０月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

対応・・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再請求します。

③については変更申請確定後、再請求します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約３０日かかります。この日数を考慮に入れて請求して下さい。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で再提出するようにして下さい。

ポイント！　要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで

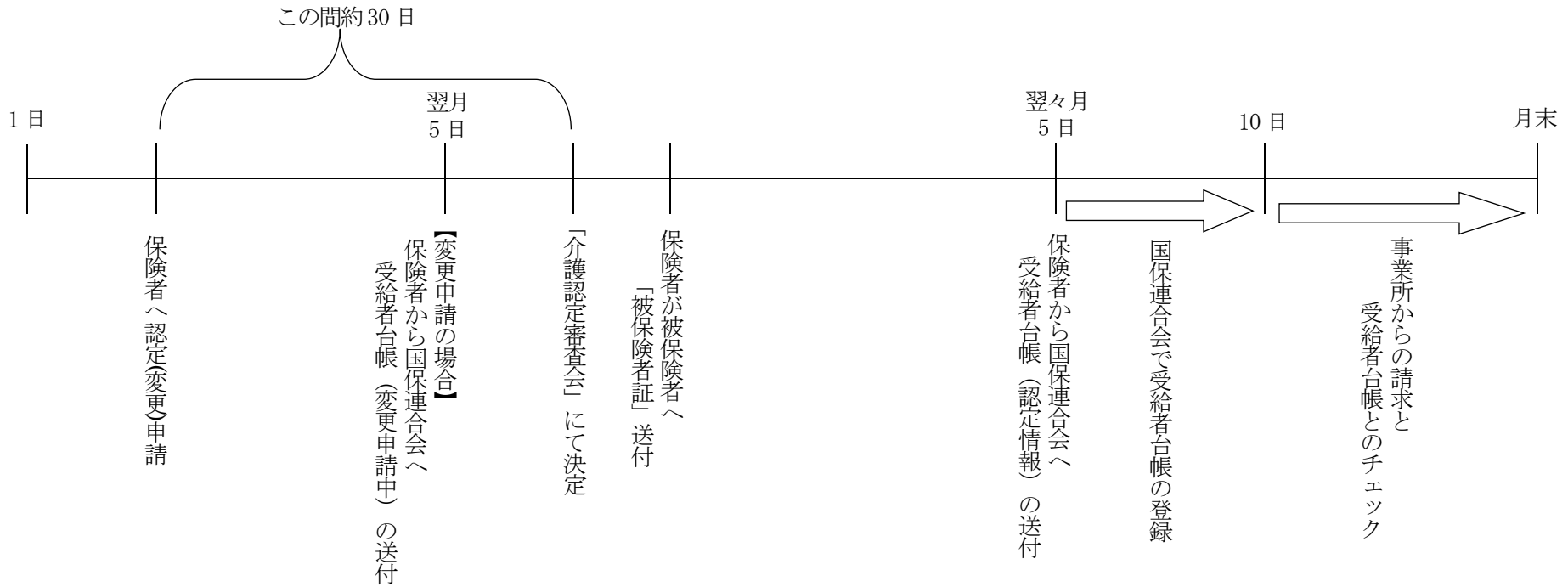

要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常30日程度ですが、手続きの不備等があれば30日以上の日数がかかる場合があります。

図のような場合は、認定申請の翌月に介護給付費を請求しても１２Ｐ０エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は１２ＰＡエラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１２ＰＣ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3. 4	59	5211	15, 300	B	被保険者番号：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3. 4	59	5211	15, 300	B	サービス種類コード：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3. 4	59	5211	15, 300	B	サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3. 4	59	5211	15, 300	B	日数：市町村認定の利用可能日数超過	ＡＥＦ０
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**被保険者番号、サービス種類コード、サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違**

原因・・①「特定入所者」として申請していないか、該当者ではないのに「特定入所者」として請求明細書を提出した場合。
②保険者（市町村）が国保連合会に登録する受給者台帳の特定入所者認定の内容が誤っている場合。

対応・・確認の結果、①の場合は通常の受給者として請求して下さい。「特定入所者」と確認できた場合は、②保険者の登録が誤っている場合がありますので、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。
ＡＥＦ０（エーイーエフゼロ）は１２ＰＣエラーに関連して表示されることがあります。ＡＥＦ０単独エラーの場合については Ｐ４０、４１を参照して下さい。

ポイント！　**受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、特定入所者認定情報、住所地特例　等を登録

「備考」欄　エラーコード＝１２ＰＤ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3.4	11		25,597	B	対象年月：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4	11		25,597	B	証記載保険者番号：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3.4	11		25,597	B	被保険者番号：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**対象年月、証記載保険者番号、被保険者番号：認定有効期間外の被保険者**

原因・・①保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の要介護認定が有効期間切れの被保険者について、有効期間切れ後のサービス年月分を提出した場合。
例えば、登録されている受給者の情報では認定の有効期間が令和２年４月１日～令和３年３月３１日となっている被保険者分に対し、令和３年４月サービス分を提出した場合等。
②保険者が国保連合会に登録する受給者台帳への登録漏れ、登録誤りがある場合。

対応・・入力（記入）誤りや利用者の被保険者証を確認し、入力（記入）内容が正しければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会し、②のケースであれば、保険者が国保連合会へ受給者情報の登録・修正を行った後に再提出して下さい。
確認の結果、①の場合は請求できないサービス分を請求していたことになるので、再提出は出来ません。

ポイント！　**受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄　エラーコード＝１２ＱＪ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：市町村認定の要介護度と相違	１２ＱＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：市町村認定の要介護度と相違	１２ＱＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

エラーが２つセットで出力されます。

内容・・**サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違**

原因・・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

①変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。

②保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

③居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・最初に請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会して下さい。

①の請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。

②の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。

③要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。

ポイント！　月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

No		給付管理票	サービス計画費	請求明細書		
		要支援・要介護状態区分等	被保険者欄の要介護状態区分	要介護状態区分（介護給付）	要支援状態区分（予防給付）	要支援状態区分等（総合事業）
		（重い方を対象）※２	（月末時点）	（月末時点）		
1	事業対象者→要支援１	事業対象者	要支援１	－	要支援１	要支援１
2	事業対象者→要支援２	要支援２	要支援２	－	要支援２	要支援２
3	事業対象者→要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	－	事業対象者
4	要支援１→事業対象者	月途中の要支援１→事業対象者への変更はない。				
5	要支援１→要支援２	要支援２	要支援２	－	要支援２	要支援２
6	要支援１→要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要支援１
7	要支援２→事業対象者	月途中の要支援２→事業対象者への変更はない。				
8	要支援２→要支援１	要支援２	要支援１	－	要支援１	要支援１
9	要支援２→要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要支援２
10	要介護N※１→事業対象者	月途中の要介護N→事業対象者への変更はない。				
11	要介護N※１→要支援１	要介護N※１	要支援１	要支援１	要支援１	要支援１
12	要介護N※１→要支援２	要介護N※１	要支援２	要支援２	要支援２	要支援２

※１　要介護Ｎは、要介護１～５のいずれかを意味する。

※２　要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。

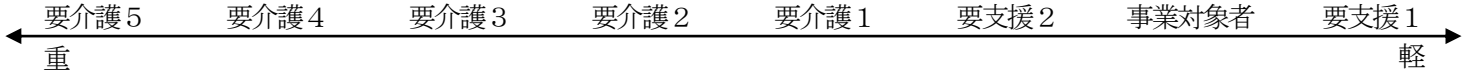

ポイント！　月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

〔例１〕令和３年４月１０日に要介護３から要介護１へ変更となった場合の令和３年４月分のサービス計画費の請求
（正）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２１１１）１，０７６単位
（誤）要介護３（コード２３）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２２１１）１，３９８単位
間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード＝１０ＱＦ”又は“エラーコード＝１２ＱＪ”のエラーとなります。

〔例２〕令和３年４月１０日に要介護１から要支援２へ変更となった場合の令和３年４月分のサービス計画費の請求
（正）要支援２（コード１３）、介護予防支援費（サービスコード４６－２１１１）４３８単位
（誤）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２１１１）１，０７６単位
間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード＝１２ＱＡ”と同時に“エラーコード＝１２Ｐ４”のエラーとなります。

「備考」欄　エラーコード＝１２ＳＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	51		21,360	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	１２ＳＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	51		21,360	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**保険給付率：市町村認定の給付率と相違**

原因・・受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。

対応・・請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正のうえ、再請求して下さい。なお、給付率に誤りがない場合は、国保連合会に登録している給付率と相違がないか保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１２ＳＡとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者		
	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ
	氏名	介護　太郎

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	福祉施設Ⅱ３	5 1 1 1 3 5	7 1 2	3 0	2 1 3 6 0			1
	合計							

請求額集計欄	区分	保険分	公費分
	①　単位数合計	2 1 3 6 0	
	②単位数単価	1 0 0 0 円／単位	
	③給付率	9 0 ／100	
	④請求額（円）	1 9 2 2 4 0	
	⑤利用者負担額（円）	2 1 3 6 0	

① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なっているため、**１２ＳＡエラー**となります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。

受給者台帳
（保険者（Ａ市）が国保連合会に登録している受給者の情報）

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
0000000001	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ	80%

③請求明細書に入力（記入）されている請求額“１９２，２４０円”の方が再計算した請求額“１７０，８８０円”より大きいため、**ＡＳＳＡエラー**となります。

②補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
単位数合計：２１，３６０
単位数単価：１０．００円
給付率：８０%
請求額：１７０，８８０円
利用者負担額：４２，７２０円

エラーの原因と対応

原因・・
受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に入力（記入）されている請求額“１９２，２４０円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“１７０，８８０円”より大きいため、エラーとなっています。
対応・・
給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

突合を行う箇所
国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝１３ＰＳ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	17		300	B	公費１負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録	１３ＰＳ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**公費１（公費２、公費３）負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録**

原因・・原因として次のようなことが考えられます。

① 公費１（公費２）の負担者番号の入力（記入）に誤りがある場合。

② 介護保険では取り扱わない公費（他県でしか扱わない県単独事業等）の場合。

③ 公費ではないコードを記入した場合。

対応・・①の場合は、正しいコードを入力（記入）して再請求して下さい。

②③の場合は、サービス提供者が所持している受給者証、受給券等に記載されている内容を確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１４ＱＲ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	53	2831	23,258	B	摘要：摘要欄は必須項目です	１４ＱＲ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**摘要：摘要欄は必須項目です**
原因・・摘要欄に記入が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。
対応・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスはＰ８３～９６に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

ポイント！　摘要欄に入力（記入）されている桁数が 20 桁を超えている場合は「ＡＢＢ７エラー」、摘要欄が半角英数字でない場合は「ＡＢＢＧエラー」と出力されます。

「備考」欄　エラーコード＝１４０７、１４０８、１４０９

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	17	1001	4,500	B	資格:福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	１４０７
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	17	1003	3,400	B	摘要:(12345－123456):資格:福祉用具商品コードが登録されていません。	１４０８
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	R3.4	17	1005	2,050	B	摘要:(12345－123456):資格:適用期間外の福祉用具商品コードです。	１４０９
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**①１４０７　資格：福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。**
②１４０８　資格：福祉用具商品コードが登録されていません。
③１４０９　資格：適用期間外の福祉用具商品コードです。

原因・・①１４０７　摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、「〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」の正しいフォーマットでない場合、エラーとなります。
②１４０８　摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在しない場合、エラーとなります。
③１４０９　サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在する福祉用具商品コードについて、適用期間外の場合エラーとなります。

対応・・公益財団法人テクノエイド協会のホームページに公表されている商品コード一覧を確認し、正しい福祉用具商品コードにて再請求します。

「備考」欄　エラーコード＝１５Ｐ６

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	R3. 4	15		12, 240	B	給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過	１５Ｐ６
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3. 4			12, 240	B	証記載保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3. 4			12, 240	B	給付管理票種別区分：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3. 4			12, 240	B	被保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	R3. 4			12, 240	B	給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過**

原因・・「サービス種類」欄に表示されているコードのサービスが種類別支給限度基準額を超えて設定されている場合にエラーとなります。

対応・・通常の保険者であれば、この“１５Ｐ６”のエラーになれば、同時に“１２Ｐ３”のエラーにもなります。対応は“エラーコード＝１２Ｐ３”を参照して下さい。

独自に「支給限度基準額」を定めている保険者であれば、“１５Ｐ６”のエラーのみが表示されます。「サービス種類」欄に表示されているサービスの単位数が、保険者が定める「支給限度基準額」を超えていますので、給付管理票の単位数をチェックして下さい。

「備考」欄　エラーコード＝返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス提供年月	サービス種類	サービス項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	21		4,436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要**

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

ポイント！　“エラーコード=返戻”、“内容＝支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の**修正依頼が必要**”の原因と対応については８２ページをご参照下さい。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**５ページをご参照下さい

「備考」欄　エラーコード＝保留・返戻（給付管理票が提出されなかった場合）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要**
サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・・①保留　利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は１月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。
国保連合会では、通常２ヶ月間請求情報を保留するようにしています。（この保留期間は、各県の国保連合会によって違います）保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

②返戻　保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

対応・・①該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を国保連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

〔例 １〕令和３年５月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合

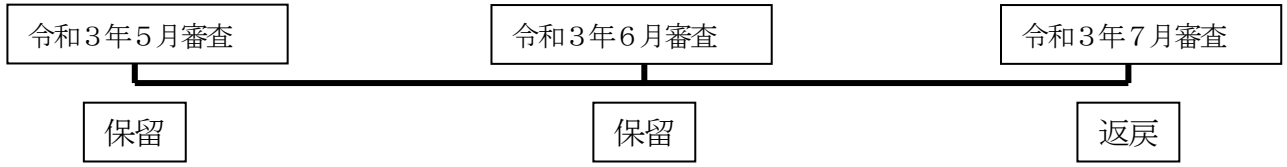

最初に保留となった翌々月に「返戻」となります。

〔例 ２〕令和３年５月審査分で「保留」となり、令和３年７月審査時に給付管理票が提出された場合

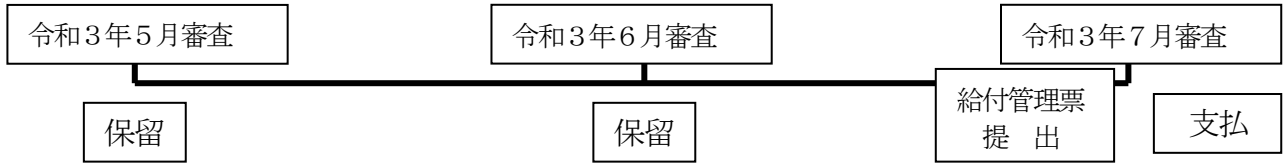

保留期間中に給付管理票が提出されれば、その月の審査対象になります。
（実際の支払は令和３年８月振込分です）

「備考」欄　エラーコード＝返戻（査定でエラーがある場合）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

令和３年５月審査分

令和３年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	R3.4	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**査定でエラーのあるもの**

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**

５ページをご参照下さい

摘要欄記載事項について

（別表１）

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容（算定項目）	摘要記載事項	備　　考
サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（配食／定率）、その他の生活支援サービス（配食／定額）、その他の生活支援サービス（見守り／定率）、その他の生活支援サービス（見守り／定額）、その他の生活支援サービス（その他／定率）、その他の生活支援サービス（その他／定額））		「サテライト」の略称として英字２文字を記載すること。 例　ST	
ADL値の提出（通所介護、地域密着型通所介護） （令和5年3月31日まで）		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第７３号）　附則第5条（ＡＤＬ維持等加算に係る経過措置）によって求められるADL値の提出は、評価対象期間において連続して６月利用した期間（複数ある場合には最初の月が最も早いもの。）の最初の月と、当該最初の月から起算して６月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した結果をそれぞれの月のサービス本体報酬の介護給付費明細書の摘要欄に記載することによって行う。 例１　75 例２　ST/75 （当該事業所がサテライト事業所である場合）	

訪問介護	身体介護４時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例　260	身体介護４時間以上については、１回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合	訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	看護・介護職員連携強化加算	介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に出席した日を記載。 単位を省略する。 例　15	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20030501 （死亡日が2003年5月1日の場合）	
訪問看護、予防訪問看護	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定 例　20060501 （退院（所）日が2006年5月1日の場合）	

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導		算定回数に応じて訪問日等を記載すること（訪問日等が複数あるときは「,（半角カンマ）」で区切る）。 薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と記載すること。 単位を省略する。 例　6,20 （訪問指導を6日と20日に行った場合） 例　サ6,サ20 （サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合）	
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保健施設サービス	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）を算定する場合（令和4年3月31日まで）	以下の項目について、連続した12桁の数値を入力すること。 （自分で行っている場合は0、自分で行っていない場合は1、対象外の場合は2） ・入浴 ・食事摂取 ・更衣（上衣） ・更衣（下衣） ・寝返り ・座位の保持 ・座位での乗り移り ・立位の保持 （なしの場合は0、ありの場合は1、対象外の場合は2） ・尿失禁 ・便失禁 ・バルーンカテーテルの使用 （いいえの場合は0、はいの場合は1） ・過去３か月以内に褥瘡の既往があるか 例　入浴を自分で行っていない、更衣（下衣）を自分で行っていない、立位の保持を自分で行っていない、尿失禁あり、過去３ヶ月以内に褥瘡の既往がない場合（その他は自分で行っている、もしくはなし）　100100011000	

通所リハビリテーション	短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた日を記載すること。 例　20060501 （退院（所）日が2006年5月1日の場合）	
	重度療養管理加算を算定する場合	摘要欄に利用者（要介護３、要介護４又は要介護５）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表の４級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与	別記を参照	
	特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合	福祉用具貸与を開始した日付を記載するこ 単位を省略する。 例　6	
短期入所生活介護	医療連携強化加算を算定する場合	摘要欄に利用者の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施している状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　人口膀胱又は人口肛門の処理を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	重度療養管理加算を算定する場合（老健のみ）	摘要欄に利用者（要介護４又は要介護５）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)、ユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅴ)(Ⅵ)、診療所型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)又はユニット型診療所型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅴ)(Ⅵ)を算定する場合	下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１　イ 例２　ハD イ　NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ　Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ　各週２日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C　出血性消化器病変を有するもの D　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ　Child-Pugh分類Ｃ以上の肝機能障害の状態 ホ　連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ　単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。 ト　現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ　認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ　認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C　筋萎縮性側索硬化症 D　脊髄小脳変性症 E　広範脊柱管狭窄症 F　後縦靱帯骨化症 G　黄色靱帯骨化症 H　悪性関節リウマチ ヌ　認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢｂ、Ⅳ又はMに該当する者	

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	退所前訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退所後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ２　制度改正前入所による経過措置 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	看取り介護加算	対象者が死亡した時間帯の番号を摘要欄に左詰めで記載すること（早朝・夜間の場合のみ）。 １　18：00～19：59 ２　20：00～21：59 ３　 6：00～ 8：00 対象者が死亡した場所の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　施設内 ２　施設外 例　19時に施設内で死亡した場合 1/1	
	配置医師緊急時対応加算	対応を要した入所者の状態についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　看取り期 ２　看取り期以外 配置医師を呼ぶ必要が生じた理由についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること（複数該当する場合は最もあてはまるものを１つ選択すること。 １　転倒や外傷に関連する痛み、創傷処置 ２　外傷以外の痛み（関節、頭痛、胸痛、腰痛、背部痛、腹痛、その他痛み） ３　服薬に関連すること（誤薬、服薬困難、処方内容の変更後の予期せぬ変化など） ４　発熱、食欲低下、水分摂取不足、排便の異常、排尿の異常、嘔気・嘔吐、血圧の異常、血糖値の異常 ５　認知症BPSD関連 ６　医療機器のトラブル（カテーテルの抜去・閉塞、点滴トラブルなど） ７　神経障害（感覚障害・運動障害など）、意識レベルの変化、呼吸の変化 ８　死亡診断の依頼 ９　上記以外 例　月のうちに３回緊急時の訪問が行われた場合 24,27,28	

介護保健施設サービス	入所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ２　制度改正前入所による経過措置 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例　20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	退所の際に減薬した旨等を主治の医師に報告した日を記載すること。 例　20180501 （報告日が2018年5月1日の場合）	
	地域連携診療計画情報提供加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機関を退院した日を記載すること。 例　20080501 （退院日が2008年5月1日の場合）	

介護療養施設サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切 単位を省略する。 例　6,20	
	退院前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退院後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)、ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)、経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)又は経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)を算定する場合	すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上６桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。 下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にDPC上６桁に続けてその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１　050050,イ （傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該当する場合） 例２　110280,ハD （傷病名が慢性腎不全で、下記のハDに該当する場合） 例３　040120 （傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイからヌまでに該当しない場合） イ　NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ　Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ　各週２日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ　Child-Pugh分類Ｃ以上の肝機能障害の状態 ホ　連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ　単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。	

		ト　現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ　認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ　認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C　筋萎縮性側索硬化症 D　脊髄小脳変性症 E　広範脊柱管狭窄症 F　後縦靱帯骨化症 G　黄色靱帯骨化症 H　悪性関節リウマチ ヌ　認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢｂ、Ⅳ又はMに該当する者	
	上記以外の療養型介護療養施設サービス費 診療所型介護療養施設サービス費 認知症型介護療養施設サービス費 を算定する場合（経過型を含む。加算を除く。）（ユニット型も同様。）	すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上６桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。ただし、平成30年9月30日までは、適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記載すること。	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ２　制度改正前入所による経過措置 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

介護医療院サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切 単位を省略する。 例　6,20	
	退所前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退所後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ２　制度改正前入所による経過措置 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20090501 （死亡日が2009年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例　100302 （通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例　150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで１日として記載すること。）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
看護小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	看護小規模多機能型居宅介護（加算を除く）	看護、通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例　04010302 （訪問看護サービスを４日、通所サービスを1日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例　00150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで１日として記載すること。）
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
介護給付費の割引		割引の率を記載すること。 例　5	

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。
例　ST/260/5（サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。）

訪問介護	身体介護４時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例　260	身体介護４時間以上については、１回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合	訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	看護・介護職員連携強化加算	介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に出席した日を記載。 単位を省略する。 例　15	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20030501 （死亡日が2003年5月1日の場合）	
訪問看護、予防訪問看護	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定 例　20060501 （退院（所）日が2006年5月1日の場合）	

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導		算定回数に応じて訪問日等を記載すること（訪問日等が複数あるときは「,（半角カンマ）」で区切る）。 薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と記載すること。 単位を省略する。 例　6,20 （訪問指導を6日と20日に行った場合） 例　サ6,サ20 （サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合）	
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保健施設サービス	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）を算定する場合（令和4年3月31日まで）	以下の項目について、連続した12桁の数値を入力すること。 （自分で行っている場合は0、自分で行っていない場合は1、対象外の場合は2） ・入浴 ・食事摂取 ・更衣（上衣） ・更衣（下衣） ・寝返り ・座位の保持 ・座位での乗り移り ・立位の保持 （なしの場合は0、ありの場合は1、対象外の場合は2） ・尿失禁 ・便失禁 ・バルーンカテーテルの使用 （いいえの場合は0、はいの場合は1） ・過去３か月以内に褥瘡の既往があるか 例　入浴を自分で行っていない、更衣（下衣）を自分で行っていない、立位の保持を自分で行っていない、尿失禁あり、過去３ヶ月以内に褥瘡の既往がない場合（その他は自分で行っている、もしくはなし）　100100011000	

通所リハビリテーション	短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた日を記載すること。 例　20060501 （退院（所）日が2006年5月1日の場合）	
	重度療養管理加算を算定する場合	摘要欄に利用者（要介護３、要介護４又は要介護５）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表の４級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与	別記を参照	
	特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合	福祉用具貸与を開始した日付を記載するこ 単位を省略する。 例　6	
短期入所生活介護	医療連携強化加算を算定する場合	摘要欄に利用者の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施している状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　人口膀胱又は人口肛門の処理を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	重度療養管理加算を算定する場合（老健のみ）	摘要欄に利用者（要介護４又は要介護５）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)、ユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅴ)(Ⅵ)、診療所型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)又はユニット型診療所型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅴ)(Ⅵ)を算定する場合	下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１　イ 例２　ハD イ　NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ　Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ　各週２日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C　出血性消化器病変を有するもの D　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ　Child-Pugh分類Ｃ以上の肝機能障害の状態 ホ　連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ　単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。 ト　現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ　認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ　認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C　筋萎縮性側索硬化症 D　脊髄小脳変性症 E　広範脊柱管狭窄症 F　後縦靱帯骨化症 G　黄色靱帯骨化症 H　悪性関節リウマチ ヌ　認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢｂ、Ⅳ又はMに該当する者	

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	退所前訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退所後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ２　制度改正前入所による経過措置 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	看取り介護加算	対象者が死亡した時間帯の番号を摘要欄に左詰めで記載すること（早朝・夜間の場合のみ）。 １　18：00～19：59 ２　20：00～21：59 ３　 6：00～ 8：00 対象者が死亡した場所の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　施設内 ２　施設外 例　19時に施設内で死亡した場合 1/1	
	配置医師緊急時対応加算	対応を要した入所者の状態についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　看取り期 ２　看取り期以外 配置医師を呼ぶ必要が生じた理由についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること（複数該当する場合は最もあてはまるものを１つ選択すること。 １　転倒や外傷に関連する痛み、創傷処置 ２　外傷以外の痛み（関節、頭痛、胸痛、腰痛、背部痛、腹痛、その他痛み） ３　服薬に関連すること（誤薬、服薬困難、処方内容の変更後の予期せぬ変化など） ４　発熱、食欲低下、水分摂取不足、排便の異常、排尿の異常、嘔気・嘔吐、血圧の異常、血糖値の異常 ５　認知症BPSD関連 ６　医療機器のトラブル（カテーテルの抜去・閉塞、点滴トラブルなど） ７　神経障害（感覚障害・運動障害など）、意識レベルの変化、呼吸の変化 ８　死亡診断の依頼 ９　上記以外 例　月のうちに３回緊急時の訪問が行われた場合 24,27,28	

介護保健施設サービス	入所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ２　制度改正前入所による経過措置 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例　20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	退所の際に減薬した旨等を主治の医師に報告した日を記載すること。 例　20180501 （報告日が2018年5月1日の場合）	
	地域連携診療計画情報提供加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機関を退院した日を記載すること。 例　20080501 （退院日が2008年5月1日の場合）	

介護療養施設サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切 単位を省略する。 例　6,20	
	退院前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退院後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)、ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)、経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)又は経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)を算定する場合	すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上６桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。 下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にDPC上６桁に続けてその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１　050050,イ （傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該当する場合） 例２　110280,ハD （傷病名が慢性腎不全で、下記のハDに該当する場合） 例３　040120 （傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイからヌまでに該当しない場合） イ　NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ　Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ　各週２日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ　Child-Pugh分類Ｃ以上の肝機能障害の状態 ホ　連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ　単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。	

		ト　現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ　認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ　認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C　筋萎縮性側索硬化症 D　脊髄小脳変性症 E　広範脊柱管狭窄症 F　後縦靱帯骨化症 G　黄色靱帯骨化症 H　悪性関節リウマチ ヌ　認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢｂ、Ⅳ又はMに該当する者	
	上記以外の療養型介護療養施設サービス費 診療所型介護療養施設サービス費 認知症型介護療養施設サービス費 を算定する場合（経過型を含む。加算を除く。）（ユニット型も同様。）	すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上６桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。ただし、平成30年9月30日までは、適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記載すること。	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ２　制度改正前入所による経過措置 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

介護医療院サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切 単位を省略する。 例　6,20	
	退所前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退所後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ２　制度改正前入所による経過措置 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20090501 （死亡日が2009年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例　100302 （通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例　150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで１日として記載すること。）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
看護小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	看護小規模多機能型居宅介護（加算を除く）	看護、通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例　04010302 （訪問看護サービスを４日、通所サービスを1日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例　00150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで１日として記載すること。）
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
介護給付費の割引		割引の率を記載すること。 例　5	

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。
例　ST/260/5（サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。）

（別表５）

基本摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容（算定項目）	基本摘要記載事項	備　　考
短期入所療養介護(介護医療院)、介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	Ⅰ型介護医療院（予防）短期入所療養介護費（Ⅰ）、Ⅰ型介護医療院（予防）短期入所療養介護費（Ⅱ）、Ⅰ型介護医療院（予防）短期入所療養介護費（Ⅲ）、Ⅰ型特別介護医療院（予防）短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院（予防）短期入所 療養介護費（Ⅰ）、ユニット型Ⅰ型介護医療院（予防）短期入所 療養介護費（Ⅱ）、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院（予防）短期入所療養介護費	下記イからヌまでに適合する入所者については、基本摘要欄の摘要種類を「02：利用者状態等コード」とし、内容にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１　イ 例２　ハD イ　NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ　Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ　各週２日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C　出血性消化器病変を有するもの D　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ　Child-Pugh分類Ｃ以上の肝機能障害の状態 ホ　連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ　単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態 ト　現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態	

		チ　認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ　認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C　筋萎縮性側索硬化症 D　脊髄小脳変性症 E　広範脊柱管狭窄症 F　後縦靱帯骨化症 G　黄色靱帯骨化症 H　悪性関節リウマチ ヌ　認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢｂ、Ⅳ又はMに該当する者	
介護医療院サービス	Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）、 Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅱ）、 Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅲ）、 Ⅰ型特別介護医療院サービス費、 ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）、 ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅱ）、 ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	Ⅰ型療養床のすべての入所者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上６桁を用いて基本摘要欄の摘要種類を「01：DPCコード(疾患コード)」とし、内容に記載すること。ただし、平成30年９月30日までにおいては、適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記載すること。 下記イからヌまでに適合する入所者については、基本摘要欄の摘要種類を「02：利用者状態等コード」とし、内容にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１　050050,イ （傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該当する場合） 例２　110280,ハD （傷病名が慢性腎不全で、下記のハDに該当する場合） 例３　040120 （傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイからヌまでに該当しない場合） イ　NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ　Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ　各週２日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの	

		ニ　Child-Pugh分類Ｃ以上の肝機能障害の状態 ホ　連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ　単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態 ト　現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ　認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ　認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 Ａ　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） Ｂ　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） Ｃ　筋萎縮性側索硬化症 Ｄ　脊髄小脳変性症 Ｅ　広範脊柱管狭窄症 Ｆ　後縦靱帯骨化症 Ｇ　黄色靱帯骨化症 Ｈ　悪性関節リウマチ ヌ　認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢｂ、Ⅳ又はMに該当する者	

（別記）

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているＴＡＩＳコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載すること。

いずれのコードについても、企業コード（５桁）及び商品コード（６桁）（半角英数字）を左詰で記載すること（英字は大文字で記載すること。）。その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。

（例）同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	手すり貸与	17007		31	300			00000-111111
	手すり貸与	17007		31	300			00000-111111

（例）付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	特殊寝台貸与	170063		31	900			00000-222222
	特殊寝台付属品貸与	170064		31	100			00000-Z33333